

令和7年度
教育委員会各所属の運営方針

令和7年4月
山形市教育委員会

1. 令和7年度教育委員会各所属の運営方針について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項、同条2項及び山形市教育委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則第2条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を定めることは教育委員会の専決事項となります。
山形市教育委員会におきましては、平成29年度策定、令和4年度改訂した「山形市教育振興基本計画」（以下、「計画」）の施策体系に基づき、各種事業・その取り組みを円滑に実施するため、毎年度、所属毎に「運営方針」を作成しています。

2. 目次

施策の方向	基本施策	施策	取組	担当課	項
1 学校教育の充実	1 魅力ある学校づくり	1-1 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成	1 学校経営の充実	学校教育課 総合学習センター	1
			2 課題解決力を育てる授業の実践		
			3 確かな学力の育成		
		1-2 価値ある豊かな体験活動の充実	1 発達段階に即した体験活動	学校教育課 総合学習センター	3
			2 地域や関係機関と連携した体験活動		
			3 少年自然の家における学校教育への支援		
		1-3 時代の変化に対応した教育の推進	1 国際理解教育と郷土愛を育む教育の推進	学校教育課 総合学習センター	5
			2 科学・技術教育の推進		
			3 環境・福祉教育の充実		
		1-4 教育の情報化の推進	1 ICT教育の推進	総合学習センター	7
			2 ICT環境整備の推進		
			3 教育情報ネットワークの運営と情報モラル教育の推進		
	4 プログラミング教育の充実				
	5 校務の情報化の推進				
	1-5 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実	1 特別支援教育の推進	総合学習センター	10	
		2 個別支援の充実			
		3 学校及び教職員の特別支援教育力の向上			
		4 医療的ケア児の受け入れ体制整備			
	1-6 教職員研修の充実と指導力の向上	1 教職員研修の充実	学校教育課 総合学習センター	12	
		2 校内研修の充実			
		3 教員の指導力の向上			
	2 安全・安心な学校づくり	2-1 健やかな心身の育成	1 健康に関する教育の推進	学校教育課	14
			2 食育の推進		
			3 学校体育の充実		
			4 適切な部活動の推進と外部人材の活用		
			5 山形市小学校体育連盟・山形市中学校体育連盟との連携		
			6 健康診断・環境衛生検査等の保健管理の充実		
			7 感染症対策の推進		
		2-2 生命を守る安全教育と防災教育の徹底	1 安全教育の徹底	学校教育課	16
			2 防災教育の徹底		
2-3 いのちの教育の充実		1 豊かな感性を育む教育の充実	学校教育課	17	
		2 いのちの尊さと人間としての生き方を学ぶ学習の推進			
2-4 生徒指導・教育相談体制の充実		1 子どもの自立を支える生徒指導の充実	学校教育課 総合学習センター	18	
		2 生徒指導・相談体制の強化			
		3 いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応			
2-5 子どもの人格を大切に学校づくりの推進		1 児童生徒理解に基づいた指導	学校教育課	20	
		2 体罰等の不適切な行為の絶無			
2-6 学校給食の充実		1 安全・安心な給食の提供	学校給食センター 栄養管理室	21	
		2 学校給食における食育の推進			
	3 楽しい給食の実施				
2-7 学校施設の整備と充実	1 安全・安心な学校施設の整備と充実	教育企画課 企業・卒業生連携室 教育総務課	24		
3 連携による教育の充実	3-1 「チーム学校」による連携の充実	1 教職員の資質の向上	学校教育課 総合学習センター	26	
		2 学校のマネジメント機能の強化			
		3 専門性に基づくチーム体制の構築			
		4 学校と家庭や地域との連携・協働			
		5 教職員の健康保持と働き方改革			

施策の方向	基本施策	施策	取組	担当課	項
1 学校教育の充実	3 連携による教育の充実	3-2 学校間・校種間の連携の充実	1 一貫性のある円滑な連携の推進	学校教育課	28
			2 放課後児童クラブ等との連携	教育総務課 学校教育課	
		3-3 学校・家庭・地域との連携・協働の充実	1 保護者と共に考える姿勢の重視	学校教育課 総合学習センター	29
			2 教育実践に関わる情報の積極的な発信		
			3 学校・家庭・地域との連携・協働の推進	学校教育課 総合学習センター	
			4 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進	社会教育青少年課	
		3-4 良好な教育環境と教育の機会均等の推進	1 保護者の経済状況や心身の状況に課題を抱えている子どもたちに対する支援	教育総務課	30
			2 学校の形態や望ましい学校規模等、よりよい学校の在り方の検討	教育企画課 学校教育課	
			3 学校法人への補助事業の実施	学校教育課	
			4 若者の本県回帰・定着促進に向けた奨学金返金支援		
4 将来の山形市を担う人財の育成	4-1 山形市立商業高等学校における教育内容の充実	1 学校教育内容の充実	学校教育課 商業高等学校	31	
		2 充実した先進的な教育環境の維持	商業高等学校		
		3 マニュアルに基づいた危機管理対策の推進			
2 生涯学習の推進	5 生涯学び、人と地域とがかわり、よりよい社会を築く人づくり	5-1 生涯学習支援体制の充実	1 生涯学習に関する環境の整備	教育総務課 社会教育青少年課	34
			2 生涯学習に関する情報の提供		
			3 生涯学習活動の機会の提供と充実	社会教育青少年課	
			4 社会教育団体の育成及び支援		
		5-2 市民の主体的学習を支援する図書館運営	1 市民の立場に立った図書館サービスの充実	図書館	37
			2 ICTを活用した情報提供の推進		
			3 資料の収集・整備・保存とその提供の充実		
			4 多様な学習の機会や活動・発表の場の提供		
	5 学校図書館等との連携と教育活動への支援				
	6 広報・広聴及び情報発信の充実				
	7 市民参加による図書館運営				
	8 質の高いサービスを支える体制の整備				
	5-3 社会教育事業の推進	1 社会的要請学習と地域づくり学習の推進	社会教育青少年課	42	
		2 公民館職員研修実施体制の充実			
		3 放課後子ども教室実施における学校との連携及び地域住民の参画			
	6 恵まれた自然環境での体験活動を通じた、心身ともに健全で豊かな人づくり	6-1 市内小中学生を対象とした自然体験活動を通して生きる力を育む自主事業の実施	1 子ども自身による体験学習の場の提供	少年自然の家	44
2 親子によるふれあいの場の提供の推進					
3 自然と共生する事業の充実					
6-2 広く市民が「自然と人間の共生」について学ぶ環境整備の推進		1 各種利用団体への支援	少年自然の家	46	
		2 野外活動センターの事業の充実			
7 家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり	7-1 青少年の健全育成活動の充実	1 青少年の健全育成体制の充実	社会教育青少年課	48	
		2 青少年健全育成団体等への支援・協力			
		3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知			
		4 「二十歳の祝賀式」の開催			
	7-2 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保	1 子どもの安全・安心対策の組織的推進	教育企画課 学校教育課 社会教育青少年課	50	
		2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実			
		3 緊急情報の迅速な配信	社会教育青少年課		
		4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実			
	7-3 青少年を取り巻く環境の改善	1 有害図書等の監視・調査	社会教育青少年課	52	
		2 青少年のインターネット適正使用の啓発			
		3 薬物乱用防止の啓発			
	7-4 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実	1 街頭指導の実施	社会教育青少年課	54	
2 少年相談の実施					
3 研修会の実施					
4 広域連携の推進					

施策

1-1

主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成

知識の質や量、学びの質を高める指導方法を吟味していくとともに、そのための教員の更なる指導力の向上を図る。

■取組1 学校経営の充実 【学校教育課・総合学習センター】

(1) 学校教育の重点目標および施策の周知徹底

国・県等の教育施策や山形市教育大綱及び山形市教育振興基本計画を踏まえた「学校教育の重点目標 指導の指針」を用いて、山形市の学校教育の在り方について全職員に周知し、市としての方針に沿った学校経営や教育活動が行われるよう指導する。

(2) 迅速な情報収集と学校への提供

学校が今日的な教育課題に対応できるよう、国・県等の動向について情報を収集するとともに、必要に応じて通知等で学校へ情報提供し、校長が教育活動に関する判断をするための支援を行う。

■取組2 課題解決力を育てる授業の実践 【学校教育課・総合学習センター】

生涯を通し学び続ける子どもの育成を目指し、各学校において主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善がされるよう支援する。その際、学習指導要領の趣旨を踏まえながら探究的な学びを推進するとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るよう、研修会や要請訪問を通して適切に指導・助言を行う。

■取組3 確かな学力の育成 【学校教育課・総合学習センター】

(1) 全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT）結果の分析・公表

全国学力・学習状況調査と標準学力検査（NRT）の結果を分析し、市や学校の課題と今後の対応も含め、保護者や地域へ積極的に公表・説明する。

また、市や学校の抱える課題を共有しながら、学校と家庭・地域が一体となった学力向上対策を進めるよう指導する。

(2) 学びの意義や価値を実感する授業の開発・発信

小・中学校5校に研究委嘱し、授業等の公開を通して、市内教員の学びの場を広く提供する。要請訪問において指導・助言すること等を通して、授業改善の具体的なイメージの共有を図り、学校での実践を推進する。

(3) 退職教員の活用等による個に応じた学習支援

退職教員をアシスタント・ティーチャーとして配置し、複式学級における個に応じた学習の支援を行う。

<主な事務事業>

- ・教職員資質向上事業

<成果指標> (全国学力・学習状況調査の結果より (児童生徒質問紙))

(単位：%)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6	R7	R8
「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答した児童生徒の割合	小：77.3 中：79.5	小：79.3 中：79.5	小：78.4 中：80.2	小：85.0 以上 中：85.0 以上	
「友達との間で話し合う活動を通じて、考えを深めたり、広げたりすることができた」と回答した児童生徒の割合	小：79.9 中：79.4	小：82.1 中：79.0	小：84.3 中：85.9	小：88.0 以上 中：88.0 以上	

施策
1-2

価値ある豊かな体験活動の充実

子どもの「社会を生き抜く力」として必要な基礎的な資質・能力を養うため、価値ある豊かな体験活動の充実を図る。

また、自然体験活動を通して、子どもたちが自ら学ぶ態度や社会の変化に対応できる総合的な生きる力が身につくように支援する。

■取組 1 発達段階に即した体験活動 【学校教育課・総合学習センター】

■取組 2 地域や関係機関と連携した体験活動 【学校教育課・総合学習センター】

(1) 学校や地域の特色を生かした体験活動

各学校の特色や地域の文化を生かした豊かな教育活動を展開するため、地域学校協働活動推進員との連携や、学校ボランティアや有識者等の協力を得られるよう支援する。

(2) 企業や行政と連携した体験活動

市立中学校2年生の職場体験学習やマナーアップ講習会の実施にあたり、行政や企業等と一体となった取組になるよう支援する。

(3) 少子化に対応した活力ある学校づくり

小規模校等における多様なコミュニケーション機会の確保のため、他地域との直接交流やオンライン交流を通じた学習等を取り入れ、普段できない体験を積み重ねられるよう支援する。

<主な事務事業>

- ・魅力ある学校づくり推進事業
- ・中2・はたらく体験推進事業
- ・少子化に対応した活力ある学校づくり事業

■取組 3 少年自然の家における学校教育への支援 【少年自然の家】

(1) 利用する学校の主体的活動に対する支援

少年自然の家での活動は、校内生活ではなかなか経験できない体験が実践できる機会となる。自然に親しむこと、友達と生活を共にすることなど、利用する学校の宿泊学習のねらいが達成されるように活動を支援する立場として、学校のニーズに応じた指導の工夫・改善を行う。

① 研修プログラムへの支援

自然の家周辺の自然環境や施設を生かした研修活動を提供し、子どもにとってゆとりがあり満足感・達成感を得ることができるプログラムを展開できるように支援する。

② 指導者講習会及び事前打合せ会の充実

指導者を対象とした実技研修、リスクマネジメント等の指導者講習会を行うことで、指導への不安解消、危機管理意識を高め、子どもへの指導の充実や事故の予防を徹底する。

事前打合せ会では、各学校のねらいが達成できるプログラムになっているのかを検討し、子どもが主体的・協働的に学ぶことができるゆとりある研修プログラムになるよう助言する。

また、活動場所の確認や実際に活動を行うなど、指導者がより活動の見通しをもって子どもの指導を行っていくことができるように支援し、子どもが自ら学ぶ体験活動を目指す。

③ 指導資料の活用と整備

利用する学校が活用しやすいように、活動の目的がわかりやすい指導資料を整備し、ホームページ等を利用して資料や情報の提供を行うことで、研修プログラムの作成や手続き等の更なる利便性の向上を目指す。

④ バス利用への支援

小中学生の自然体験活動を推進し充実させていくために、山形市内の小中学校の利用に対して貸し切りバス代等の助成を行う。

施策

1-3

時代の変化に対応した教育の推進

時代の変化に対応できる子どもを育成するため、グローバルな視点から様々な課題に適切に対応し解決するための資質・能力の養成を図る。

■取組 1 国際理解教育と郷土愛を育む教育の推進

【学校教育課・総合学習センター】

(1) グローバル化に対応した英語教育の推進

① 英語授業の充実

授業研究・教員研修を通して、小中学校における連携、指導内容や評価、ICT機器の活用等について理解を深め、指導力の向上に努める。

② 学校へのALT（外国語指導助手）派遣

小中高等学校に計20名のALTを配置し、児童生徒の国際理解の推進および語学力の向上を図る。

(2) スワンヒル地方市短期交換留学の推進

姉妹都市であるオーストラリア・スワンヒル地方市との、中・高校生の短期交換留学を実施する。ホームステイや文化交流を通して同世代との友好を深めるとともに、互いの地域の魅力を伝え合うことを通して、国際的な視野を広げることを目指す。令和7年度は、スワンヒル地方市から山形市に15名の中・高校生を受け入れる。

(3) 郷土愛を育む教育の推進

国際理解を推進する基盤として、世界に目を向ける体験・学習を進めるとともに、新聞や「ベニちゃんのまるごとやまがた」などの資料を活用しながら、自らが暮らす地域を知り、「山形らしさ」を誇りに思う気持ちを育むよう指導する。学校運営協議会、地域学校協働活動等と連携を図れるよう情報を提供する。

<主な事務事業>

- ・国際理解教育推進事業（隔年実施）
- ・外国語指導助手配置事業
- ・スワンヒル地方市短期交換留学事業（受入）
- ・新聞記事データベース活用事業
- ・新聞を活用した教育活動への支援事業

<成果指標>

（単位：授業）

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6	R7	R8
1人のALTが1週間に支援する平均授業数	22.3	20.5	19.9	20	20

※週における担当授業数が20時間を超えると十分な授業研究ができないため、人数を増やして担当授業数を抑える。

※令和4年度は、4月から5か月間は17名、9月から7か月間は20名体制での運用となった。

総授業数をそれぞれ17名、20名で担当した場合の平均時数からR4の見込を算出した。

■取組 2 科学・技術教育の推進 【総合学習センター】

(1) 山形市理科教育センター事業の充実

① 小学校における理科授業指導法の研修の推進

実験道具の適切な使用方法や実験後の考察の仕方など、専科教員だけでなく、全担任が自分の学級で理科の教科指導ができるような指導法を身につけるための研修会を実施する。

② 中学校理科教員の指導法向上のための研修会の実施

薬品の適切な管理についての研修を行うなど、理科主任や若手理科教員を中心に、実技研修に重点を置いた授業のスキルアップのための研修会を実施する。

③ 児童生徒向けの科学教室の開催

児童生徒の科学に対する興味・関心を高めるために市内に広く周知を図り、出前講座や理科教育センターでの科学教室を実施する。

④ 理科教育推進員の活用

外部人材である地域活性化起業人制度を活用した理科教育推進員を活用し、理科教育センター事業をブラッシュアップさせていく。

■取組 3 環境・福祉教育の充実 【総合学習センター】

(1) 美わし山形スクール・エコプランの推進

SDGs「持続可能な開発目標」の視点から、系統的、総合的に学校の環境教育活動の推進と充実を図り、環境と共生できる、環境にやさしい生活の実践者を育成することをねらいとし、年間を通して学校の実情に応じた環境教育を行うよう指導する。

(2) 福祉教育の充実（市社会福祉協議会との連携）

すべての人を個人として尊重し、思いやりの心をもって助け合いながらともに生きていこうとする子どもの育成を目指し、地域のお年寄りや幼児、障がいのある方々との協働、交流学习等を推進する。市社会福祉協議会と連携を図りながら、活動に係る情報を提供する。

施策
1-4

教育の情報化の推進

学習指導要領で求められている資質・能力の育成を目指し、指導に必要な I C T 環境整備を進めるとともに、I C T 機器を活用した授業改善と授業の充実を図る。
教材教具をはじめ、時代に対応した情報機器等教育設備の計画的な整備を行い、学習環境の充実を図る。

■取組 1 I C T 教育の推進 【総合学習センター】

全ての児童生徒の可能性を引き出す学校教育の実現に向け、より一層の I C T 教育の推進を図る。

(1) I C T 教育による情報活用能力の育成

- ① タブレット端末の活用を促進することにより、子どもたちが主体的に情報活用能力を身につけ、時代の変化に対応できる資質・能力を育む。
- ② タブレット端末および学習支援ソフト等を効果的に活用して「協働的な学び」を実現するとともに、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや学習スタイル等の状況に応じた「個別最適な学び」との一体的な充実を目指す。
- ③ タブレット端末等の I C T を積極的に活用した授業を行い、深い学びの実現を目指す。
- ④ 子どもたちの学びを保障するため、小中学校 5 1 校に対し 1 2 名の I C T 教育支援員を配置（4 校に 1 人体制）し、各校を支援する。

(2) 教職員の I C T を活用した指導力の向上

- ① 教育情報ネットワーク及び I C T 機器を教職員研修に活用し、指導力の向上を図る。
- ② 各校教職員に対するタブレット端末活用促進のための訪問研修を行う。
- ③ プログラミング教育実践や教育研究所における研究を基に、授業での活用事例を示す。
- ④ 導入機器やシステムの有効利用を図るための教員向けの研修会を実施する。
- ⑤ I C T 機器や特別支援教育ソフトを活用し、特別な配慮を要する子どもに対する個別最適化学習を推進する。

<主な事務事業>

- ・市立小・中学校タブレット運用事業
- ・I C T 教育支援員配置事業
- ・学習支援機器・ソフトウェア運用事業

<成果指標>

目 標 名 (単位)	実績			目標値	
	R4	R5	R6 (見込)	R7	R8
授業に I C T を活用して指導する能力（「できる」「ややできる」と答えた割合 (%)）	8 5	9 1	9 5	9 5	9 5

■取組2 ICT環境整備の推進 【総合学習センター】

- (1) タブレット端末更新において、よりスペックの高い端末を導入し、望ましい学習環境を確保する。
- (2) 各学校がタブレット等を活用した授業改善に取り組むことができるよう、全普通教室と特別教室に対して整備した電子黒板を活用し、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図る。
- (3) 国の示すGIGAスクール構想^{※1}のもと、デジタル教科書の本格導入やCBT^{※2}の実施も視野に入れた高速・大容量通信を可能とする校内無線LAN環境を構築し、普通教室、職員室、特別教室等へのWi-Fi環境の整備と運用を行う。
 - ※1 GIGAスクール構想：Global and Innovation Gateway for All
文部科学省による、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向け、令和時代のスタンダードとしての1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境等を一体的に整備する構想
 - ※2 CBT：computer based testing
全国学力・学習状況等調査などの学力調査を、コンピュータ等の機器を利用して答えさせるもの。
- (4) オンライン家庭学習を進めるに当たり、インターネット環境の整っていない家庭に対してモバイルルーターを貸し出す。

<主な事務事業>

- ・市立小・中学校タブレット運用事業
- ・教育情報ネットワーク運用事業

■取組3 教育情報ネットワークの運営と情報モラル教育の推進

【総合学習センター】

- (1) 教育情報ネットワークの運営
 - ① 総合学習センターを中核に市立小・中学校の教育情報ネットワークを管理・運用し、ICT教育の充実のため、学習用コンテンツの提供や支援者の派遣を行う。
 - ② 学校情報セキュリティポリシーの運用を支援する。
- (2) 情報モラル教育の推進
 - ① 子どもの情報モラルを育成する。
 - ・子どもの状況を把握するため実態調査を実施し、その結果を各校に周知して指導に活かす。
 - ・教員専用のポータルサイトで、授業等で使用する学習教材を提供する。
 - ・学校と総合学習センターが連携し、教員・子ども・保護者向けの情報モラル教室を実施する。
 - ② メディアの使用時間増に伴い、視力の低下や斜視などの健康面への配慮が必要となることから、家庭と連携し適切な使用の仕方について啓発を図る。

<主な事務事業>

- ・ICT教育支援員配置事業

■取組4 プログラミング教育の充実 【総合学習センター】

- (1) プログラミング教育の推進
Ed Tech^{※3}アプリケーション活用等により、プログラミング的思考を育成する授業が実践され

るよう指導や助言を行う。

(2) プログラミング教育に係る研修会の実施

指導者が、プログラミング教育の意義やプログラミング的思考を理解し、小学校におけるプログラミング学習の導入や、中学校における高度な内容に対応した授業ができるよう、授業づくり研修会を実施する。

※3 Ed Tech: Education (教育) と Technology (技術) を組み合わせた造語

テクノロジーを用いて教育を支援する仕組みやサービス。児童生徒向けの学習支援や教師のための授業支援、英会話やプログラミング等をインターネット上で学習することができるサービス等、多数ある。

<主な事務事業>

- ・学習支援機器・ソフトウェア運用事業
- ・ICT教育支援員配置事業

■取組5 校務の情報化の推進 【総合学習センター】

(1) 統合型校務支援システムの運用と環境の整備

統合型校務支援システムを効果的に運用し校務の情報化を推進することで、学校の校務事務の軽減・効率化を図る。

児童生徒の心と学びの状態を把握する「心の健康観察アプリ」と、児童生徒の欠席連絡を、保護者のスマートフォンから直接行える「保護者連絡サービス」、解答用紙の採点を自動で行う「自動採点ソフト」の3つを導入し、統合型校務支援システムと連動して一体的に運用することで、業務の軽減と効率化、利便性のさらなる向上を図り、児童生徒と向き合う時間の確保と、教師としての専門性を磨くための研修時間の確保を実現する。

(2) 統合型校務支援システムに係る研修会の実施

事務の軽減・効率化を図るため、校務支援システムの操作研修会を適宜実施する。役職や事務内容に合わせた集合研修、オンラインでの操作動画配信、各校を訪問しての研修と多様な形態をとり工夫して実施することで操作技能の向上を図る。

<主な事務事業>

- ・統合型校務支援システム運用事業

施策
1-5

一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実

子ども一人ひとりの教育的ニーズに基づいて、その可能性を最大限に高め、将来の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う。

■取組 1 特別支援教育の推進 【総合学習センター】

(1) 第2次山形市特別支援教育推進計画の推進

インクルーシブ教育システムの理解を進め、近年の特別支援教育を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、令和5年度に策定した「第2次山形市特別支援教育推進計画」を推進する。推進計画で基本理念に掲げた「将来の自立と社会参加に向けて、すべての子どもたちが持てる可能性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことができる教育環境づくり」に向けて、下記の3つの方針で施策を推進する。

- ① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- ② 相談・支援しやすい体制づくり
- ③ 特別支援教育力の向上と切れ目ない支援の充実

(2) 特別支援教育に係る体制整備

- ① 特別支援教育に係る相談・支援機能を総合学習センターに集約し、特別支援教育に係る業務の効率化と相談する側の利便性の向上を図る。総合学習センター内は、特別支援教育担当指導主事を2名配置、特別支援教育相談員を令和7年度に2名増員して6名配置とし、発達や就学に関わる電話相談や来所相談、及び学校・幼稚園等への訪問相談等を行う。

また、新規に公認心理師の資格を持つ教育支援アドバイザー1名を配置し、教育支援相談員の相談活動や発達検査への指導助言等を行い、様々な教育的ニーズに応じた教育支援相談の充実を図る。

- ② 校内教育支援委員会の設置や特別支援コーディネーターの複数指名について指導し、学校における支援体制を整備する。また、特別支援指導員42名を市立小中学校に配置する。
- ③ 総合学習センター内に言語相談員を2名配置し、「幼児ことばの相談室」の運営を行う。就学前の幼児のことばに関する相談と指導を行う。
- ④ 大学教授や医師等の専門家による巡回相談を充実させるとともに、助言を生かした効果的な支援について研修会等で指導する。

<主な事務事業>

- ・特別支援教育支援事業

<成果指標>

(単位：%)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6 (見込)	R7	R8
巡回相談希望校数に対する実施校数の割合	79.1	73.3	100	100	100

※R5実績値は当初80.0%と見込んでいたが、急遽、事情があり取下げをする学校が2校あった。

■取組2 個別支援の充実 【総合学習センター】

(1) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

特別な支援を必要とする児童生徒に関わる関係者が、情報を共有して作成する個別の教育支援計画や、一人ひとりの実態に応じた指導を行うための個別の指導計画を作成・活用するよう指導し、支援の充実を図る。また、必要に応じて関係機関と共有することで一人ひとりの可能性を伸ばせるよう切れ目ない支援を行うよう指導する。

(2) ICT教育環境の整備と利活用

特別支援教育に係る学習支援ソフトを市立小中学校全校に整備し、支援計画・指導計画の作成業務の効率化・活用を図る。また、一人ひとりの児童生徒の特性に合わせた学習支援を行う。

ICT機器の利活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を促進する。

■取組3 学校及び教職員の特別支援教育力の向上 【総合学習センター】

(1) 特別な支援を要する児童生徒について理解を深め、すべての教職員の共通認識のもと対応できるよう研修の充実を図る。

(2) 特別支援教育について中核となる人材の育成を図るため、特別支援教育の専門性を高める研修機会を設定する。

■取組4 医療的ケア児の受け入れ体制整備 【総合学習センター】

医療的ケア児及びその家族に対する支援を行うため、県及び市内関係各課と連携しながら、医療的ケア看護職員の配置等を進める。あわせて、医療的ケアに係るガイドラインを関係機関と共有し、適切な支援が行われるようにする。

施策
1-6

教職員研修の充実と指導力の向上

社会から求められる資質・能力と本市の特色や課題を踏まえた研修をするために、研修内容を充実させ、学校や教員を支援していく体制をつくる。

■取組1 教職員研修の充実 【学校教育課・総合学習センター】

(1) 教職員研修プログラム・体制づくりの推進

- ① 教職員の職務に関する研修会や、専門分野に関する研修会を開催し、教職員の指導力の向上を図る。
- ② 山形市教職員研修の実施7年目を迎え、教職員研修の構築と環境整備を更に進める。
 - ・市の歴史的文化遺産や特産物、魅力的な人材を授業等に取り入れていくための研修、学んだ知識をいかに活用するかといった学力向上を目指すための研修を実施する。
 - ・研修の見直しを図り、山形市独自の研修の充実を図る。特に、増加する特別な支援を要する児童生徒への対応やいじめや不登校といった生徒指導上の課題解決に際し、校内の中核となる人材を育成する研修を企画・運営する。
- ③ 市立小・中学校教職員の資質向上をめざし、校長会・教頭会と連携しながら適切な指導を行う。
- ④ 事務職員を対象とした研修を実施する。

(2) 教育研究所機能の充実

- ① 教職員の指導力の向上及び児童生徒の学力の向上のために、各教科・領域ごとの研修の充実を図る。
- ② 市の教育課題等に対してテーマを設けて調査・研究し、研究所報として発信する。

■取組2 校内研修の充実 【学校教育課・総合学習センター】

(1) 校内研修の財政的支援

時代に対応した教育を展開し各学校の課題を解決するなど、校内研修の充実と活性化を図るために、外部講師を招へいするための財政的支援を行う。

(2) 要請訪問における学校に対する指導・助言

各学校の校内授業研究会等に、要請により指導主事を派遣することを通して、学校及び教員のニーズに応じた指導・助言を行う。

■取組3 教員の指導力の向上 【学校教育課・総合学習センター】

(1) 委嘱研究による指導力の向上

「学びの意義や価値を実感する授業づくり」または「ウェルビーイングを目指し、多様な学びを支える学校づくり」をテーマに研究委嘱を行う。単年度を基本として小中5校を委嘱する。委嘱校は、学校の主体性を発揮しながらテーマに迫る研究の推進を行う。各校、年間2～3回の公開を行い、市内教職員の資質・能力の向上につなげる。

(2) 時代に対応した指導力の向上

特別支援教育やQ-Uアンケートの学級への生かし方を研修する講座など、山形市の現状を踏

まえ、ニーズに応える充実した研修を実施し、指導力の向上につなげる。

また、子どもたちの実態や社会の変化に応じた研修を行うことにより、現在の山形市の子どもたちに求められる豊かな心や確かな学力などを育むための指導力の向上を図る。

(3) 教員の学び合いによる資質・能力の向上

研究主任を中心として、各校におけるOJT（On the Job Training／オンザジョブトレーニング）を活性化し、学び合いによる指導力の向上を推進する。

校内研究を活性化させる方策の一つとして研究主任研修会を開催する。

(4) ミドルリーダーの養成

山形市教職員研修に、ミドルリーダー研修会を設け、主体的に学校経営に参画する教員を養成する。

<主な事務事業>

- ・教職員資質向上事業

施策
2-1

健やかな心身の育成

心身ともに健全な児童生徒の育成をめざし、関係団体との連携を深めながら、各学校における健康教育や学校体育等が一層充実するよう支援を行う。

■取組 1 健康に関する教育の推進 【学校教育課】

- (1) 保健学習・保健指導の充実
 - ① 計画指導訪問及び要請指導訪問等において、「保健指導」「食に関する指導」の充実を図る。
 - ② 各学校における学校医等と連携した研修の充実を図る。
- (2) 望ましい生活習慣の確立
健康教育を推進し、生活習慣の改善等の教室を開催し、意識の向上を図る。
- (3) 肥満傾向にある児童への健康指導
「健康教室」（肥満傾向児指導研修会）を開催し、正しい理解と対策を図る。
- (4) 食に関する健康課題を有する児童生徒への対応
各学校において指導体制を整備し、全教職員の共通理解のもと、保護者や主治医、学校給食センターとの連携を図り、適切に対応する。
- (5) 学校保健委員会を活用した児童生徒の健康の保持増進
学校保健の充実を図ることをねらいとして、山形市学校保健大会を開催する。

■取組 2 食育の推進 【学校教育課】

- (1) 栄養教諭や管理栄養士等との連携
児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、栄養教諭や学校給食センターの管理栄養士等との連携を図りながら、食に関する指導を推進する。
※栄養教諭は、食に関する指導の中核を担う役割として、山形市に平成 28 年度より小学校 2 校・中学校 1 校に 3 名配置されている。

■取組 3 学校体育の充実 【学校教育課・教育企画課】

- (1) 体育授業の充実
 - ① 計画指導訪問及び要請指導訪問等において、授業内容の充実に向けた指導を行う。
 - ② 学校体育に係る授業づくり研修会を開催し、教員の指導力向上を図る。
 - ③ 水泳授業の効果的な実施や教員の負担軽減に向けて、学校間のプール共同利用や民間施設利用の実証研究を行う。
- (2) 体力・運動能力調査（新体力テスト）の実施
体育授業と教育活動全体を通じた体育・スポーツ活動の両面から、計画的に体力・運動能力の向上を図るために、児童生徒の体力・運動能力状況を把握する。

<主な事務事業>

- ・プールの共同利用等検討事業

■取組4 適切な部活動の推進と外部人材の活用 【学校教育課】

(1) 適切な部活動の推進

「山形県における部活動改革ガイドライン」及び「山形市における部活動の方針」に基づき、「各学校における部活動の方針」を見直し、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長を目指すという観点に立ち、生徒にとって望ましい部活動を推進する。

(2) 部活動の外部人材の活用

中学校部活動における地域の社会人外部指導者の活用について引き続き支援を行うとともに、指導に係る専門性を有し、教員と連携して部活動を支える部活動指導員を配置し、教員の働き方改革につなげる。

(3) 休日の部活動の地域移行・地域連携

休日における部活動の地域移行・地域連携に向け、検討協議会による移行計画等の検討を進めるとともに、スポーツと文化の部活動を対象にモデル事業に取り組み、実施団体等に対する運営等の支援を行う。

また、生徒にとって望ましいスポーツ活動・文化芸術活動の環境を構築するため、学校と地域クラブとの間で緊密に連携が図られるよう働きかける。

<主な事務事業>

- ・部活動地域移行連携事業
- ・教職員働き方改革支援事業

■取組5 山形市小学校体育連盟・山形市中学校体育連盟との連携 【学校教育課】

小学校体育連盟・中学校体育連盟と連携し、各種記録会やスポーツ教室、中学総体や新人大会等各種大会を共催する。

■取組6 健康診断・環境衛生検査等の保健管理の充実 【学校教育課】

(1) 健康診断の実施

- ① 児童生徒の定期健康診断を実施し、管理及び指導を行う。
- ② 教職員の定期健康診断を実施し、結果の集計及び管理を行う。
- ③ 次年度就学予定の子どもの健康診断を実施する。

(2) 学校環境衛生検査の実施

学校飲料水、プール水質、室内空气中化学物質の濃度測定、ダニアレルゲン量等の検査を実施し、管理指導を行う。

■取組7 感染症対策の推進 【学校教育課】

国や県の動向をふまえ、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染拡大防止のため、基本的な感染対策の徹底を図り、子どもの健やかな成長を支援する。

施策
2-2

生命を守る安全教育と防災教育の徹底

安全教育は、安全について適切な意志決定ができるようにする「安全学習」と、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」があり、2つの側面のねらいに基づき、安全・防災に関する教育を発達段階に応じて計画的・継続的に行う。

また、「学校防災マニュアル」及び「避難確保計画」を作成し、学校防災の意識向上と児童生徒・教職員の安全安心の確保を図る。

■取組 1 安全教育の徹底 【学校教育課】

(1) 安全教育の充実

- ① 学校内外での安全について、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級活動や学校行事などを通して安全指導の徹底が図られるよう適切な指導・助言を行う。
- ② 食物アレルギーや熱中症、頭頸部外傷の予防と事故後の対応について、適切な指導・助言を行う。
- ③ 安全主任研修会（救急蘇生法・水上安全法等）を開催し、学校安全の取組の充実を図る。

(2) 交通安全指導及び防犯指導の実施

① 交通安全指導の実施

各校における交通安全指導の実態を把握し、安全な行動がとれる児童生徒の育成が図られるよう適切な指導・助言を行う。

② 防犯指導の実施

犯罪被害から自分の身を守るための具体的な方法などについて、自分のいのちを守る行動がとれる児童生徒の育成が図られるよう適切な指導・助言を行う。

■取組 2 防災教育の徹底 【教育総務課・学校教育課】

(1) 「学校防災マニュアル」の作成、運用支援

防災の意識向上と児童生徒・教職員の安全安心の確保を図るため、各学校において、「学校防災マニュアル」を作成する。さらに、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域及び蔵王山噴火に伴う融雪型火山泥流避難区域内にある学校23校（R7.1月現在）において避難確保計画を作成する。教育委員会は、その運用支援を行い、防災対策の充実を図る。

(2) 防災（避難）訓練の実施

火災、地震等の不測の事態に適切に対処できる資質・能力を養うことを目的とした防災（避難）訓練を実施する。

施策
2-3

いのちの教育の充実

生命尊重・人間教育を基盤にし、自他のいのちを大切にする心を育み、自らの夢を大切にしながら将来の生き方について考えを深め、生命をつなぐことの大切さを育む。

また、外部講師等による講話を通じて、各学校におけるいのちについての学びが一層充実するよう支援を行う。

■取組 1 豊かな感性を育む教育の充実 【学校教育課】

子ども同士、教職員と子ども、家庭を含めた良好な人間関係を構築するため、次のことを重点に、他者に対する思いやりの気持ちを育む教育の充実を図る。

- (1) 心が通い合う学級づくりの推進
- (2) 一人ひとりの子どもに温かい目を向ける教職員の育成
- (3) 家庭や地域との信頼関係の構築

■取組 2 いのちの尊さと人間としての生き方を学ぶ学習の推進 【学校教育課】

- (1) 全体計画、年間指導計画に基づいた学習の推進

学校教育活動全体を通じて、各学校の教育目標に基づく、いのちの教育（性教育含む。）を推進する。

- (2) 道徳教育の充実・道徳教育を推進するための校内体制の充実

特別の教科「道徳」の実施に伴い、道徳的価値を自分とのかかわりでもとらえ、自己理解を深めることができるように授業の改善を推し進め、未来への夢や目標がもてるようにすることを目指す。

- (3) 教職員等の研修の充実

「いのちの教育研修会」を開催し、教職員等の意識の向上を図る。

施策
2-4

生徒指導・教育相談体制の充実

共感的な人間関係をもとに、子どもの自己決定をする機会を増やしながらか自己存在感を高める。また、子どもの活動を見守りながら支え励ますとともに、悩みや不安を解消するための相談体制づくりを図る。

■取組 1 子どもの自立を支える生徒指導の充実 【学校教育課】

- (1) 各学校において、子どもの自己指導能力を育成するために、生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安心・安全な風土の醸成）を意識した指導の充実が図られるよう適切な指導・助言を行う。
- (2) 各小中学校の生徒指導の充実を図るために、生徒指導担当者会を設置し、情報共有と連携に努める。また、生徒指導担当者等を対象として小中合同の生徒指導研修会を実施し、教員の生徒指導力向上に努める。

■取組 2 生徒指導・相談体制の強化 【学校教育課】

- (1) 学校体制の確立

問題の未然防止と早期発見、即時対応を図るため、子どもが抱える問題に対応する学校体制の確立を推進する。定期的に担当者会および研修会を開催し、学校内での組織的な対応について指導・支援する。

 - ① 小学校3～6年生及び中学校全学年に「Q-Uアンケート」※を実施し、校内で子どもが抱える悩みを把握し解決するための機会を設定する。また、その結果の活用に関する研修会を開催し、その後の学級経営に生かせるよう支援する。
 - ② 校内の生徒指導体制と教育相談体制の充実を図るため、小中学校合同で研修会を開催することによって、生徒指導や教育相談にあたる際に中核となる教員を育成する。
※Q-Uアンケート「楽しい学校生活を送るためのアンケート」という心理テスト
- (2) スクールソーシャルワークコーディネーター（SSWC）や外部機関との連携

生徒指導に係る多様な要因に対応するため、SSWCを学校に派遣し適切な指導・助言を行うとともに、研修会において事例や対応について紹介するなど効果的に活用する。
また、福祉まるごと相談員や関係各課と積極的な情報共有に努める。
- (3) スクールロイヤー制度の効果的な活用

令和6年度より開始したスクールロイヤー制度について、その目的やシステム、相談の流れなどを校長会や教頭会等で周知し、適切なタイミングでのより効果的な活用となるよう支援する。また、相談実績の蓄積から見える共通の課題や対応策を整理し、学校内での組織的な対応につながるよう研修会等を通して指導・助言を行う。

<主な事務事業>

- ・スクールロイヤー活用事業

■取組3 いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応

【学校教育課・総合学習センター】

(1) いじめの防止に向けた対応

「山形市いじめ防止対策の推進に関する条例」及び「山形市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止の対策を推進する。

- ① 山形市いじめ問題対策連絡協議会において、いじめ防止等のために有効な対策及び連携の強化、いじめ防止等を目的とした啓発活動の促進等について協議する。
- ② 山形市いじめ問題専門委員会において、いじめ防止等のための必要な対策に関することの審議及び重大事態への対処等を行う。
- ③ 「指導の指針」に基づき、アンケートの実施や当事者への聴き取り、対応会議の開催、市教委への報告など、いじめの防止と適切な対応を行えるように学校に指導・助言を行う。

(2) 不登校児童生徒への支援・援助

- ① 市教育相談員14名を市立小中学校に配置し、不登校の未然防止や状況改善に向けて教育相談や別室登校の児童生徒への支援を行う。
- ② 不登校の予防及び不登校児童生徒への支援の在り方について先進事例を参考に研究するとともに、教職員を対象に不登校に係る研修を開催する。
- ③ 状況の改善に向けた支援の1つとして、校内の居場所づくりを推進する。令和6年度までのモデル校での調査・研究の成果を共有するとともに、実施校を市立小学校全校に拡充し、不登校の未然防止につながるよう支援を行う。
- ④ 適応教室「風」を運営し、子どもの情緒の安定と自立を図るための居場所づくりを進めるとともに、個に合った支援を行いながら、保護者や学校との密接な連携を図ることで学校生活への復帰等を支援・援助する。
- ⑤ 『不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン』に基づき、フリースクールでの学習や家庭におけるICT機器を活用した学習についても、保護者や関係機関と連携を図りながら適切に実施・評価されるよう指導・助言を行う。

(3) 教育相談員の配置

総合学習センター内に教育相談員を5名配置し、不登校、いじめ、問題行動等の諸問題について、電話やメールによる相談や来所相談を行う。

<主な事務事業>

- ・いじめ・不登校対応充実事業

<成果指標>

(単位：%)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6 (見込)	R7	R8
不登校児童生徒の増加率(年度末時点における前年比)	+42.11	+10.36	-3.94	-5.00	-5.00

※令和4年7月より、市の月末統計（不登校調査）の報告基準を国・県に合わせて変更した。

令和6年度は、令和5年度12月時点と比較した数値を見込みとして記載した。

施策
2-5

子どもの人格を大切にする学校づくりの推進

すべての教職員が、深い愛情をもち、子どもが発達途上にあることを十分に考慮しながら、自尊感情が高まるよう適時適切に指導することを図る。

■取組 1 児童生徒理解に基づいた指導 【学校教育課】

(1) 共感的理解に立った指導

各学校において子ども一人ひとりの人格を大切にした教育が推進されるよう、生徒指導や教育相談、配慮を要する子どもへの支援の在り方等、児童生徒理解に関する研修会を実施する。

(2) 校内における組織的な対応の推進

各学校において深い児童生徒理解を基盤とした適切な指導や支援が行われるよう、情報の共有化と組織的な対応の重要性について生徒指導連絡会などにおいて指導や助言を行う。

■取組 2 体罰等の不適切な行為の絶無 【学校教育課】

(1) 日常の心構えの徹底

体罰が本人や社会に与える影響が非常に大きいことを常に心に留め、児童生徒の人格や人権を重んじた丁寧な対応が徹底されるよう、指導や助言を行う。

(2) 組織的・計画的な指導体制

体罰等の不適切な行為の絶無に向けて、県教育委員会の定める「体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン」に基づき、常に同僚と話をし、相談できる職場づくりに努めるとともに、指導が困難な場合等に、チーム学校（施策 3-1 参照）を機能させ、組織的・計画的に対応するよう、指導や助言を行う。

(3) 子どもに応じた対応力の養成

成長過程にある子どもに冷静に向き合うため、教育相談や児童生徒理解等研修会を実施し、教員が子どもの個性に応じて適切に対応する力を養成するよう努める。

施策
2-6

学校給食の充実

維持管理運営事業者との連携により、HACCPの概念を基本とした衛生管理の徹底や食物アレルギー対応等により、安全・安心な給食を提供するとともに、食育の推進や楽しい給食の提供を図る。

■取組 1 安全・安心な給食の提供 【学校給食センター・栄養管理室】

(1) 衛生管理の徹底

- ① HACCPを基に施設・設備の衛生管理を徹底し、調理器具や食材の細菌検査を定期的に行う。
- ② 給食従事者の健康や衛生状況を日常的にチェックし、定期的な保菌検査を実施する。
- ③ 維持管理運営事業者と連携し、各業務マニュアル等の管理運営の徹底を図り、給食調理従事者に対して衛生管理教育を行う。
- ④ 学校や維持管理運営事業者と連携し、学校における給食活動での注意喚起など、感染症の感染防止対策を徹底する。

(2) 食物アレルギー対応食の提供とアレルゲンに関する情報提供

- ① 卵と乳を除去したアレルギー対応食を提供するとともに、給食の「アレルギー物質の表示に該当する28品目」について、学校・保護者に情報提供を行う。
- ② 学校関係者等に対し、食物アレルギーの正しい知識等に関する研修会を開催し、情報の共有化を図る。

(3) 学校給食物資の確保

- ① 学校給食で使用する食材について、計画的で安定的な購入を実施する。食材納入時の検収を適正に実施し、安全かつ良質な食材を確保する。
- ② 国の「学校給食衛生管理基準」に基づき、給食物資納入業者に対し、衛生管理の啓発を図る。
- ③ 食材等の価格高騰の対応として、良質でより安価な食材の調達を行うとともに、工夫を凝らして質や量を保った献立提供を行う。

(4) 危機管理の徹底

食中毒や異物混入、その他給食提供の支障となる緊急事態が生じたときは、緊急時対応マニュアルに基づき、迅速かつ的確な対応を行う。また、原因を速やかに把握し、再発防止の対策を講じる。

(5) 施設・設備の維持管理の徹底

維持管理運営事業者と連携し、「長期予防修繕・更新計画」、「業務全体計画書」及び「年間業務計画書」に基づき施設・設備の維持管理を行う。

また、施設・設備に不具合や故障等が発生した場合は、維持管理運営事業者と連携し、発生した事態に応じて適時かつ適切な方法で修繕・更新を実施する。

(6) 山形広域炊飯施設の運営

安全・安心な米飯の提供や地場産米の消費拡大・地産地消・地場産業の育成・持続などの課題解決を図るため、山形連携中枢都市圏の8市町による連携事業として建設した山形広域炊飯施設

を運営し、学校給食用米飯を提供する。

(7) 学校給食費納付の確保

- ① 学校給食費の公会計化の完全実施による学校給食センターでの直接徴収管理において、学校関係者と連絡を密にし納付の確保や未納対策の強化を図る。
- ② 未納対策の強化を図るため、現年度未納者への督促状発送後は、早期の電話や訪宅による催告を集中的に行い未納解消を図る。
- ③ 山形市債権管理条例に基づいた債権管理を行い、学校給食費の管理の適正化及び効率化を図る。

<主な事務事業>

- ・学校給食費における未納対策事業

<成果指標>

(単位：%)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6 (見込)	R7	R8
学校給食費納付率	98.8	98.7	98.7	99.9	99.9

■取組2 学校給食における食育の推進 【学校給食センター・栄養管理室】

(1) 郷土食の提供

山形の豊富な食材の味と食文化を子どもたちに伝え、地域文化の理解を促進するため、山菜料理、いも煮、納豆汁、冬至かぼちゃなどの郷土食を提供し、学校給食を生きた教材として活用を図る。

(2) 地場産食材の活用

- ① 子どもたちが、生産者を身近に感じ、地域農業への理解や生産者への感謝の心を深められるよう、地元の生産団体及び農業団体と協定を締結し、委託栽培で作られた地場産農産物の活用を図る。
- ② 子どもたちが季節ごとの食材を学べるよう、生産者や農業団体と連携を図り、旬の野菜や果物をできるだけ多く献立に取り入れ提供する。
- ③ 地産地消の推進を図るため、市内産食材の調達に努め、市内産小麦粉を使用したパンや、市内産米粉を使用した米粉パンを提供する。

(3) 栄養指導の実施

- ① 管理栄養士が、各学校で実施する栄養指導を通して、子どもたちに望ましい食習慣の形成を促す。また、学校や学校給食センターでの試食会で、子どもたちや保護者及び市民に対し、学校給食の意義や家庭における食の大切さを伝える。
- ② 学校給食センターの管理栄養士と学校に配置されている栄養教諭が、学校及び家庭等と連携を図り、栄養教育・食育活動を推進する。

(4) 食育に関する情報の発信

- ① 食育は、生きる上での基本であり、給食を通じて食に関する知識と食を選択する力を学べるよう、子どもたちや保護者に対し、給食だより等を配付する。また、食育活動の取組みを市ホームページで周知する。

② 食育の重要性について理解を深めてもらうために、市民を対象として学校給食をとおした食育に関する講座を開催する。

(5) 学校給食から出る廃棄物のリサイクル推進

発生した生ごみ等をエコたい肥としてリサイクルし、肥料として活用する。

<主な事務事業>

・学校給食をとおした食育推進事業

<成果指標>

(単位：%)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6 (見込)	R7	R8
市産農産物の使用割合 ※	66	67	71	75	75

※「第3次山形市食育・地産地消推進計画」の学校給食における市産農産物の使用割合（金額ベース）目標値に準じて75%を目標値とする。

(単位：人)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6	R7	R8
市民対象食育推進講座 参加者数	—	19	83	120	120

※令和2年度から4年度については、新型コロナウイルス感染症対策として、事業の実施を見合わせている。

※教育振興基本計画ではR8の目標を「90」としているが、実績に基づき再設定した。

■取組3 楽しい給食の実施 【学校給食センター・栄養管理室】

(1) 季節感や子どもたちの嗜好を取り入れた楽しい給食の提供

① 日本の文化や季節を味わえる行事食を提供する。

ひな祭り献立、子どもの日献立、七夕献立、お月見献立、学校給食感謝献立、お正月献立、七草献立、節分献立、入学・進級祝い献立 中総体がんばれ献立、受験がんばれ献立

② 子どもたちが、自分に必要な食事を選択できる力や、食事のマナーを身につけるためのバイキング給食の充実を図る。

③ 子どもたちの希望を基にした、リクエストメニューを実施する。

④ 本と食の双方について関心を高めるため、小説や絵本に出てくる料理を学校給食で提供する図書給食を実施する。

⑤ 給食のメニューの多様化に努めながら、適切な栄養摂取ができるよう国の「学校給食摂取基準」に則した献立を作成する。

施策
2-7

学校施設の整備と充実

授業改善と学習指導要領で求められている資質・能力の育成を目指し、指導に必要な環境整備を進めるとともに、授業の充実を図る。

また、学校施設の改築・補修・維持管理を行い、安全・安心で良好な学校環境を整備するとともに、教材教具等の教育設備の整備を行い、学習環境の充実を図る。

■取組 1 安全・安心な学校施設の整備と充実

【教育企画課・企業・卒業生連携室・教育総務課】

(1) 小中学校の管理運営、備品等の充実

- ① 学校運営に関する諸経理、備品の整備補修、警備業務を行う。
- ② 教育用備品の更新、新規購入を年次計画に基づき整備する。
- ③ 学校図書の整備を行う。
 - ・標準冊数に対する充足率の均等化を図りながら、学校図書の購入整備を行う。
 - ・市立図書館と連携して学校図書の整備を行う。

(2) 校舎等の増改築

- ① 移転改築した西山形小学校の旧校舎等について解体を行う。
- ② 出羽小学校屋内運動場の改築を行う。また、既存屋内運動場の解体設計委託を行う。

(3) 学校施設・設備の整備・維持管理

小・中学校施設の良い環境を維持するため、校舎・屋内運動場の改修や、防犯対策等の大規模改修について、計画的に取り組む。

- ① 小・中学校施設運営の安全確保を図るため、各種維持管理業務の委託を行う。
(プール・消防設備・受水槽設備・遊具・エレベータ等)
- ② 小・中学校施設の良い環境を維持するため、破損箇所等の修繕等を行う。
- ③ 「山形市小中学校等施設整備方針」及び毎年度実施している「学校施設調査」の結果を踏まえ、屋根、防火設備、給水管等の改修を実施し、施設の延命化及び教育環境の改善を図る。
- ④ 防犯対策のため、防犯カメラ等の設置について、継続的に整備を行う。
- ⑤ 暑さ指数等の気象観測データを測定できる高性能気象 I o T センサーを市立学校 8 校に設置し、デジタル技術を活用した熱中症対策を行う。
- ⑥ 南沼原小学校について、P F I 事業者により校舎の維持管理を行う。また、維持管理業務を円滑に進めるため、P F I モニタリング支援業務委託を継続して行う。
- ⑦ 学習環境の改善、また避難所機能の強化のため、屋内運動場や特別教室等への空調設備整備を行う。

(4) 山形市小中学校施設整備方針等の策定

「山形市における学校の配置と整備の基本的な考え方」「山形市小中学校施設整備方針」「山形市小中学校長寿命化計画」を一体的に策定・改訂する。また、校舎が老朽化している第四小学校・第十小学校を対象に具体的な整備手法の検討を行う。

(5) 学校を応援する新たな寄附制度の創設

学校卒業生や企業の「学校を応援したい気持ちを応援する」仕組みとして、新たな寄附制度を創設し、教育環境の整備に役立てる。

<主な事務事業>

- ・ 出羽小学校プール・屋内運動場等改築事業
- ・ 学校施設環境整備事業
- ・ 学校施設環境整備事業（小中学校防犯対策施設整備事業）
- ・ 市立学校熱中症対策事業
- ・ 学校施設環境整備事業（市立学校屋内運動場及び特別教室等空調整備事業）
- ・ 山形市小中学校施設整備方針等策定事業
- ・ やまがた・マイスクール応援寄附事業

施策
3-1

「チーム学校」による連携の充実

子どもの自己実現や課題解決のため、教職員全員で情報を共有し、教育の方向性を確かめ、「チーム学校」※による強固な連携を図る。

※チーム学校：校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身につけさせることができるチームとしての学校体制。

■取組 1 教職員の資質の向上 【学校教育課・総合学習センター】

- (1) 初任者や経験の少ない教員が増加しており、教育理念や多くの教員の研鑽と経験によって培われてきた教育技術等の継承を目指す必要がある。様々な場面でのOJT（On the Job Training／オンザジョブトレーニング）が行われるよう機会の設定や適切な指導・助言を行う。
- (2) 基本研修や専門研修等を開催し、組織的、計画的に教職員の資質の向上を図る。
- (3) 特別支援教育および生徒指導の充実に向けて、中核となる教員の育成を目指して研修を企画・運営する。

<主な事務事業>

- ・教職員資質向上事業

■取組 2 学校のマネジメント機能の強化 【学校教育課】

- (1) 校内外で起きた諸問題などが、教職員間で共有化されるように、「報告・連絡・相談」の在り方や組織的な対応等についての研修を開催する。
- (2) 各学校において、子どもの良さや課題、保護者や地域のニーズ、教育活動に活用できる環境等を踏まえながら、学校・家庭・地域が一体になり、より良い教育の実現に向けて取り組めるよう適切に指導・助言を行う。

■取組 3 専門性に基づくチーム体制の構築 【学校教育課・総合学習センター】

- (1) 専門スタッフの体制の整備
特別支援指導員や教育相談員、教員業務支援員、部活動指導員、スクールボランティア等について、学校の状況を捉えながら配置し、効果的な運用となるよう指導・助言する。
- (2) 外部機関との効果的な連携の推進
児童相談所や医療機関等、外部機関との適切な情報共有および連携に努め、子どもの成長を支える効果的な体制づくりを推し進める。

■取組 4 学校と家庭や地域との連携・協働 【学校教育課】

保護者組織（PTAなど）や学校運営協議会と連携し、保護者や地域の方々の協力を得ながら、様々な活動を通して子どもたちを育むよう指導・助言を行う。

■取組5 教職員の健康保持と働き方改革 【学校教育課・総合学習センター】

(1) 教職員の働き方改革について

学校や担任が担う業務を整理するとともに、会議や行事等の精選を図り、チーム学校として専門スタッフや専門機関との連携を強化し、担任が児童生徒と向き合う時間や授業の準備を丁寧に行う時間の確保に努めるよう指導する。また、統合型校務支援システムを活用し校務の情報化を図ることで、事務の軽減・効率化を図る。

(2) 教職員の業務に対する継続的な支援

教職員の業務の質を高め、授業を中心とし、児童生徒に対して充実した教育活動を行うことができるように学校の体制づくりを支援する。

教員の事務作業（学習プリント印刷や授業準備等）等をサポートする教員業務支援員、部活動指導員等の配置について、国・県と同一歩調の中で学校への配置を進める。

(3) 長時間労働の是正

管理職による各教職員の勤務実態把握に努め、長時間勤務がないように、校務分掌等の見直しを継続的に行う。長期間労働があった場合には、面接指導を適切に行う。

(4) メンタルヘルスの推進

教職員に係るストレスチェック制度実施規程に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止と職場環境改善のため、全ての市立学校の教職員を対象としてストレスチェックを実施する。

また、精神的な疲労の蓄積が認められ、本人からの申し出があった教職員に対しては統括産業医等による面談指導を適切に行う。

<主な事務事業>

- ・教職員働き方改革支援事業

施策
3-2

学校間・校種間の連携の充実

子どもの健やかな成長の基盤となる、緩やかで一貫性のある学校間・校種間の連携を図る。

■取組1 一貫性のある円滑な連携の推進 【学校教育課】

同年代における小学校間、中学校間といった学校間の連携とともに、幼保小、小中間など、年代の異なる子どもを理解するための情報共有等を通じた連携を図る。

- (1) 幼稚園・保育所等と小学校の連携強化
- (2) 小学校間・中学校間及び小中学校間の連携強化
- (3) 少子化に対応した活力ある学校づくり（再掲）

小規模校等におけるコミュニケーション機会の確保や小中の円滑な接続に向けて、中学校区内の複数の小学校で交流を行うなど、学校間の連携を図る。

<主な事務事業>

- ・少子化に対応した活力ある学校づくり事業

■取組2 放課後児童クラブ等との連携 【教育総務課・学校教育課】

- (1) 学校および放課後児童クラブにおいて、日常的に適切な情報共有を行うとともに、特に人間関係のトラブル等に関しては「山形市いじめ防止基本方針」等に基づいた丁寧な対応が行われるよう支援する。保育育成課と連携しながら、必要に応じて研修や事案に関する助言を行う。
- (2) 学校と放課後児童クラブにおいて、子どもたちの安全確保のため、災害時等における対応マニュアルの情報共有等を通じた連携を図る。
- (3) 学校および放課後等デイサービスにおいて、情報共有を図りながら、児童生徒の特性に合った適切な対応が行われるよう支援する。必要に応じて障がい福祉課及び相談支援事業所と連携し、助言を行う。

施策
3-3

学校・家庭・地域との連携・協働の充実

「学校と家庭・地域が課題を認識し、共通の目標やビジョンをもつ」「互いの思いや考えに寄り添い、強固なつながりをつくる」など、連携・協働関係の構築を図る。また、地域に生きる子どもたちの姿を大切に、地域の実情に応じた教育活動を展開するため、地域の人材・自然・文化等の積極的な活用を図る。

■取組 1 保護者と共に考える姿勢の重視 【学校教育課・総合学習センター】

各学校において、保護者との信頼関係の構築や子どもの成長を中心に据えた情報共有を重視しながら、一人ひとりの児童生徒に対応するよう指導する。

■取組 2 教育実践に関わる情報の積極的な発信 【学校教育課・総合学習センター】

教育方針・重点（学校が重視していること）や児童生徒の様子について、学校便りやホームページ等を活用して積極的に発信するよう指導する。

■取組 3 学校・家庭・地域との連携・協力の推進

【学校教育課・社会教育青少年課】

学校・家庭・地域が、子どもの実態把握に努め、発達に応じた体験活動を協力して実施し、生活のルールを共通理解するなど、心身ともに健全な子どもの育成を図る。また、学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域の人材・自然・文化等を効果的に活用した教育活動の推進を図る。

■取組 4 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進 【学校教育課・社会教育青少年課】

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に取り組み、「学校と地域の連携・協働」の体制づくりを推進する。

そのため、市内全域で学校と地域の連携が進むよう、関係者を対象とする研修会や出前講座等を実施するとともに、広く市民の理解を得るため積極的な情報発信を行う。

<主な事務事業>

- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進事業

<成果指標>

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6（見込）	R7	R8
学校運営協議会の設置校数	51	51	51	51	51
学校運営協議会の実施回数	142	145	147	204	204
地域学校協働活動推進員配置校数	31	34	39	51	51
地域学校協働活動推進員活動時間数	690	1,141	1,206	2,444	2,444

施策
3-4

良好な教育環境と教育の機会均等の推進

教育を受ける権利と受けさせる義務の実現のために必要な整備を図る。

■取組 1 保護者の経済状況や心身の状況に課題を抱えている子どもたちに対する支援 【教育総務課】

(1) 就学援助事業

経済的理由で就学が困難と認められる子どもが安心して学校生活を送れるよう、保護者に対して学用品費や学校給食費等、就学のために必要な経費について援助を行う。また、東日本大震災からの避難児童生徒について、引き続き援助を行う。

(2) 特別支援教育就学奨励事業

特別支援教育を必要とする子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や学校給食費等、就学のために必要な経費について援助を行う。

(3) 私立高等学校生徒学費補助事業

私立高等学校に在学する生徒の学費の負担軽減を図るため、保護者に対して補助を行う。

■取組 2 学校の形態や望ましい学校規模等、よりよい学校の在り方の検討

【教育企画課・学校教育課】

児童生徒に対して最善の教育環境を提供するため、令和7年度に策定を予定している「山形市における学校の配置と整備の基本的な考え方」との整合を図りながら、今後の学校の在り方等を検討する。

■取組 3 学校法人への補助事業の実施 【学校教育課】

(1) 学校法人等補助金事業

私立学校の教育の振興を図るため、教員の研修等の必要な経費について、法人に対して補助を行う。

■取組 4 若者の本県回帰・定着促進に向けた奨学金返還支援 【学校教育課】

(1) 奨学金返還支援事業

山形市の将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けた大学生等を対象に、奨学金の返還支援を行う。

施策
4-1

山形市立商業高等学校における教育内容の充実

魅力ある教育活動を通じて、学習意欲の向上と学校教育の充実を図る。

また、生徒が良好な環境の中で教育を受けられるよう、施設設備管理・環境整備を行う。

■取組 1 学校教育内容の充実 【学校教育課・商業高等学校】

- (1) 県内商業教育の中核校として、実践的・協働的で質の高い教育を行う学校づくり
 - ① 教科「商業」を中心に総合的・体系的に高校での学びを充実させ、ビジネスパーソンとして必要な知識や技術を身につけ、地域産業を担う人財を育成するために、主体的で実践的な学習活動を充実させる。
 - ② 教育課程の着実な実施に向けて、少人数教育やティームティーチングによるきめ細やかな学習指導を可能にする単位制の学習システムの特長を活かし、対話的・協働的な学びや個別最適な学びを実現する。
 - ③ 探究型学習やICTの効果的活用などに係る校内研修会を実施し、指導改善や指導力向上を図る。
- (2) 地域社会の発展に貢献し、山形の将来を担う人財を育成する学校づくり
 - ① 地域と連携して、“山形らしさ”“山商らしさ”を大切にしながら、地域課題に取り組む姿勢を育む教育活動を推進する。
 - ② 学習活動、特別活動及び部活動の一層の充実を図り、これらの活動成果や活躍の様子を積極的に発信し、山形市民・県民に元気と活力を与える。
- (3) 「社会に開かれた教育課程」を実現する学校づくり
 - ① 高大連携事業（遠隔授業による情報教育）及び高専連携事業（キャリア形成支援に関する協定書に基づく生徒の学習・資格取得支援及び教職員の資質向上支援）を推進する。
 - ② 「ICT×地域・企業×学校」の協働により、Society 5.0時代において地域課題の解決を図ることのできる人財の育成をめざして、DX化の推進、スマートスクールの実現を図る。
 - ③ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の運営を通して、地域と一体となった教育をより一層推進する。

<主な事務事業>

- ・スマートスクール推進事業

<成果指標>

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6(見込) ^{※1}	R7	R8
全商協会主催検定試験1級三種目以上合格者における東北 ^{※2} 及び全国 ^{※3} 順位	(東北) (全国) 2位 16位	(東北) (全国) 2位 16位	(東北) (全国) 2位 16位	(東北) (全国) 1位 10位	(東北) (全国) 1位 10位
国家試験等の合格者数計	151	120	142	180	200
ITパスポート試験 ^{※4}	18	3	21	25	30
日商簿記検定2級 ^{※5}	72	80	78	90	100
日商リテールマーケティング検定2級 ^{※6}	31	13	18	30	35
実用英語検定2級 ^{※7}	30	24	25	35	35
部活動全国大会出場部数(部)	14	11	13	15	15

※1 R6見込は令和6年12月1日時点

※2 東北全商会員校：152校

※3 全国全商会員校：1,317校

※4 ITを活用するすべての社会人・学生が備えておくべきITに関する基礎的な知識が証明できる国家試験。

※5 高度な商業簿記・工業簿記(原価計算を含む)を修得し、財務諸表の数字から経営内容を把握できるなど、企業活動や会計実務を踏まえ、適切な処理や分析を行うために求められるレベルの難易度となる試験。

※6 販売促進の企画・実行をリードし、店舗・売場を包括的にマネジメントできる人材(現場管理者等)を目指し、販売管理能力がある者が合格できる試験。

※7 社会生活に必要な英語を理解し、使用できることが求められる試験。入試優遇、単位認定、共通テスト試験対策、さらに海外留学や社会人の一般的な英語力の条件として幅広く適用されている。

■取組2 充実した先進的な教育環境の維持 【商業高等学校】

(1) 安全・安心な教育環境の確保

校舎等の維持管理・運營業務にあたりスケジュールに則り事業を実施する。

(2) 先進的な教育環境の確保

① 最先端のICT機器や校務支援システムの保守・管理を適切に実施し、DX化の推進及びICT教育育環境の充実に努める。

② 最先端の教育環境を維持するために、PFI事業者との連携・協力を図る。

(3) 地域学校協働活動の推進拠点としての活用

「地域と共に歩む学校」の観点から、地域社会における活用や避難施設としての機能の保全に努める。

■取組3 マニュアルに基づいた危機管理対策の推進 【商業高等学校】

(1) 統合危機管理マニュアルに基づいた危機管理対策の推進(以下の項目で構成)

- ① 災害対策組織
- ② 緊急(災害)時における職員の初期行動
- ③ 学校防災の要領
- ④ 火災発生時の対応
- ⑤ 地震発生時の対応
- ⑥ 救急体制
- ⑦ AED・担架設置場所
- ⑧ 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

- ⑨ 熱中症緊急時対応マニュアル
- (2) 救急連絡体制の徹底
- (3) 災害発生時初動マニュアルの徹底

施策
5-1

生涯学習支援体制の充実

山形市における生涯学習社会形成に向け、生涯学習の場である公民館の施設整備を推進するなど生涯学習に関する環境の整備を図るとともに、生涯学習情報の発信などの情報の提供や市民が自発的に行う生涯学習活動への支援を行う。

■取組 1 生涯学習に関する環境の整備 【教育総務課・社会教育青少年課】

(1) 公民館施設の提供

市民に対して公民館施設の貸館等、学びの場の提供を行う。また、インターネットによる空き情報公開やWEB 申込ができる講座の拡大、サークル登録団体等への夜間・休務日も含めた使用許可申請の受付など、利用者の利便性を高める。

また、公民館施設の学習室やロビー等、市民が交流や学習活動を目的として個人でも利用できるスペースの提供を行う。放課後や長期休業中に要望が多い学習スペースについては、使用していない会議室等を開放し、学びの場を提供する。

(2) 公民館施設の使用許可基準の柔軟な運用

令和2年度に使用許可基準を緩和し、民間企業の社内研修等についても公民館を使用できるよう運用を行っている。今後も社会や地域の実情に応じ、更なる柔軟な運用について、社会教育法の趣旨に則り検討していく。

(3) 公民館施設の管理及び維持・補修

利用者の利便性向上と施設の適切な管理を図るため、「山形市公民館施設整備計画」に基づき計画的な修繕に取り組むとともに必要に応じて維持・補修を実施する。

(4) 公民館における ICT 環境の提供

自主事業やサークル活動の活性化、災害時の避難者の情報収集及び学校の臨時休校時学習環境の提供等を目的に、利用者に対してWi-Fi 環境を提供し、利便性の向上に寄与する。

(5) 学校施設の有効活用

学校施設開放事業により、地域における市民の生涯学習と社会体育の振興を推進する。また、中学校における部活動の地域移行・地域連携を支援するための方策について検討する。

<主な事務事業>

- ・南部公民館等空調設備改修工事
- ・北部・西部公民館受変電設備改修工事
- ・霞城公民館屋外照明設備設置工事

<成果指標> (公民館の貸館利用者数)

(単位：人)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6 (見込)	R7	R8
公民館貸館利用者数	181,408	229,019	234,000	270,000	310,000

■取組2 生涯学習に関する情報の提供 【社会教育青少年課】

- (1) 公民館だよりの発行
公民館等で行われる各種事業、地域やサークル情報等を掲載した公民館だよりを月1回発行し、周知を図る。
- (2) 市公式ホームページ等への掲載
公民館だよりや公民館施設の概要や各種事業の案内等を広報やまがたや市公式ホームページ等に掲載し、市民の参加を促す。
- (3) 関係機関との連携
生涯学習情報について幅広く市民に発信し、自発的な生涯学習の取組を促進するために、関係機関との連携を図る。

<成果指標> (社会的要請学習及び地域づくり学習の合計参加者数) (単位：人)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6 (見込)	R7	R8
公民館事業参加者数	16,432	29,643	30,000	32,000	35,000

■取組3 生涯学習活動の機会の提供と充実 【社会教育青少年課】

- (1) 生涯学習相談への対応
公民館及び社会教育青少年課において、サークル及び講師情報や講座開催の手法等に関する相談に対応する。
- (2) 共催・後援
教育、学術、文化等の普及向上に寄与する事業に取り組む、公益性のある団体の活動に対して必要に応じて共催や後援等の支援を行う。
- (3) 成果発表の機会提供
公民館等で活動しているサークルが日頃の学習成果を発表できる場や生かすことができる機会として、文化祭などを開催する。
- (4) 公民館とコミュニティセンターの連携
公民館及びコミュニティセンター相互における市民の生涯学習機会を充実させるため、情報の共有や合同研修会の実施等、それぞれのニーズに応じた連携を図る。
- (5) 公民館講座等へのWEBによる参加申込方法の拡大
スマートフォン等でいつでもどこでもWEBで参加申込ができるよう、子ども対象や親子対象等、市公式ホームページからWEBによる参加申込みができる講座を増やしていく。
- (6) 文化活動と学びのプラットフォーム形成に向けた検討
公民館が、「市民の文化活動と学びのプラットフォーム」としてより機能を発揮し、市のビジョンである「文化創造都市」の形成に貢献していくため、生涯学習に対する市民のニーズと文化活動・学びの機会の需給マッチングに向けたニーズ調査等を行い、その有効活用の方策や事業展開のあり方等について検討を行う。

<主な事務事業>

- ・文化活動と学びのプラットフォーム形成事業

■取組4 社会教育団体の育成及び支援 【社会教育青少年課】

市民の自主的な学習活動を促進するため、社会教育関係団体（地域住民及び生涯学習サークルや青少年ボランティア等の地域団体）を育成するとともに、社会教育関係団体等に対して、研修等の情報の提供などの支援を行う。

<成果指標>（公民館に登録しているサークル合計数）

（単位：団体）

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6	R7	R8
社会教育団体数 （公民館登録サークル数）	1,173	1,194	1,201	1,300	1,300

施策
5-2

市民の主体的学習を支援する図書館運営

図書館に求められる役割が、従来までの「借りる・読む・調べる」にとどまらず、利用者や地域の「課題解決に役立つ情報拠点」へと変化してきていることから、市民の主体的学習を支援するための、多様な資料・情報の充実に努めるとともに教養を高めるための多様な講座を開催する。

また、減少傾向であった利用者数及び貸出冊数はコロナ禍前の令和元年度と比較して、8割まで回復してきているが、更なる回復増に向けた、魅力ある図書館の整備・運営を図っていく。

■取組 1 市民の立場に立った図書館サービスの充実 【図書館】

- (1) 乳幼児・児童向け資料の充実と子育て支援資料の提供
 - ① 乳幼児・児童向け資料（絵本、物語等）の収集に努め、資料の充実に努める。
 - ② 子育てに役立つ絵本紹介パンフレット「絵本と遊ぼう」の作成・提供を行う。
- (2) 中高生向け資料の充実

中高生向けの資料の収集に努め、ヤングコーナーの充実を図る。

また、資格取得や起業を含めた中高生の進路選択に役立つ資料の収集を行う。
- (3) 高齢者・障がい者向け資料の収集と館内環境の整備
 - ① 「読書バリアフリー法」(R1. 6. 28 施行) の目的に沿って、高齢者や障がい者が利用しやすい大活字資料や録音図書資料を収集し、手に取りやすい本の配置と環境の整備に努める。
 - ② 高齢者、障がい者、その家族の関心の高い趣味や医療・介護・福祉等の資料の収集に努める。
- (4) 来館困難者への資料提供

団体貸出を通して、老人福祉施設や障がい者福祉施設に入所されている方への資料提供を行う。
- (5) 貸出カード登録率向上に向けた取組

積極的な広報や周知、事業の開催、施設訪問など様々な取組を通して貸出カード登録率向上に努める。
- (6) 多言語資料の収集と案内掲示
 - ① 外国人とのコミュニケーション等に役立つ英語や、諸外国語の会話集等の資料の収集を行う。
 - ② 外国人が利用しやすいような多言語表記による館内の案内板や表示板などの充実を図る。
- (7) 清潔な館内環境の整備

館内換気の徹底、手指消毒液の設置、図書消毒器・予約本受取ボックスの周知を継続する。

<成果指標>

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6(見込)	R7	R8
貸出者数 (単位：人)	156,232	166,099	165,795	172,500	179,000
貸出冊数 (単位：冊)	733,326	775,454	742,113	833,500	872,000

■取組2 ICTを活用した情報提供の推進 【図書館】

- (1) インターネット予約サービスの利便性向上
インターネットによる図書館資料予約サービス等の普及を促進していくとともに、より利便性の高いシステムとなるよう運用の充実を図る。
- (2) メール・レファレンスサービスの普及
電子メールによるレファレンスサービスの利用拡大に努める。
- (3) オンラインデータベースを活用した情報提供
法令情報や官報情報などのオンラインデータベースを活用した情報提供の周知に努め、利用拡大を図る。
- (4) 時代に対応した新しい図書館情報システムの活用促進
令和6年度のシステム更新に伴う新たな機能追加により、利便性が向上したが、更に活用促進を図るため、引き続き、周知・案内を強化する。
 - ・利便性が向上した機能
 - ① スマートフォン等での貸出しバーコードの表示により、カードを持参しなくても利用が可能となった。
 - ② 利用者がインターネット上で、自分の読書履歴を確認することが可能となった。
 - ③ LINEとの連携により、資料の検索や予約が可能となったことに加え、予約本の準備など、図書館からの連絡も容易となった。
- (5) 電子書籍サービスの導入検討
電子書籍サービス導入に向けた検討を行い、合わせて広域による導入についても検討する。

<成果指標>

(単位：%)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6(見込)	R7	R8
インターネット予約率	79.4	79.7	74.7	79.5	80.0

■取組3 資料の収集・整備・保存とその提供の充実 【図書館】

- (1) 蔵書管理と収蔵スペースの有効活用
 - ① 提供できる資料について、市民ニーズや資料収集方針に基づき、適切な質・量の確保に努めるとともに、限られた収蔵スペースの有効活用を図る。
 - ② 保育園、幼稚園などの施設や各種団体、一般利用者に除籍資料を提供し、リサイクルに努める。
- (2) 郷土資料の充実
 - ① 郷土に関する資料等の発行情報の把握に努め、図書、雑誌、パンフレット、チラシ、音声・映像資料等を幅広く収集し提供する。
 - ② 前年中に出版された郷土関係の書籍について、「市民の出版物展」として2月下旬～3月中旬にかけて展示する。
- (3) 地域課題解決の取組支援
 - ① 山形市、山形県で発行している行政資料や地図等を収集し提供する。
 - ② 起業、資格取得や就労等を支援していくための資料を収集し提供する。

- ③ 子育て、教育、医療、健康、福祉、まちづくり等の市民生活や地域を豊かにするための資料を収集し提供する。
- (4) レファレンスサービスの向上と充実
 - ① レファレンスニーズに対応できる資料の整備や、研修等による専門能力の向上を図り、サービスの向上と充実を図る。
 - ② 国立国会図書館レファレンス協同データベース、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス及び法令情報や官報情報などのオンラインデータベースを活用し、レファレンスサービスの充実に努める。
 - ③ レフェラルサービス（利用者が求めている情報に関して、情報源となる人又は機関、組織を知らせるサービス）の蓄積した情報を整理し、将来のサービスに活用する。
- (5) 視聴覚資料の提供
 - 児童・青少年健全育成、地域福祉をはじめ、社会教育に役立つ視聴覚資料を、地域で活動する社会教育団体等へ提供する。

■取組4 多様な学習の機会や活動・発表の場の提供 【図書館】

- (1) 講座・講演会の開催
 - 郷土の歴史や身近な市民のニーズに応える各種講座や、読書週間にあわせた講演会、郷土出身の作家等を招いた講演会を企画、開催する。
- (2) 「課題解決に役立つ」実践的なワークショップの開催
 - 利用者や地域の課題解決に役立つ実践的ワークショップを開催する。
- (3) 幼児・児童向け事業の充実
 - 「絵本とあそぼう」、「おはなしの広場」などのおはなし会のほか、紙芝居や人形劇などの多様なイベントにより、幼児・児童が物語等に親しむ機会を提供し、読書活動の推進を図る。
 - 事業実施においては、図書館ボランティアの協力を得ながら、参加しやすい雰囲気づくりに努める。
- (4) 展示会のタイムリーな開催
 - ① 読書への関心を高めるため、読書週間等にあわせて資料を展示する。
 - ② 山形市平和都市宣言事業として戦争と平和への取組に関する資料を展示する。
 - ③ 開催する講座・講演会のテーマに沿った資料を展示する。
- (5) 事業実施における図書館ボランティアとの協働
 - 上記の各種講座・講演会や事業、展示会等の企画・運営は、図書館ボランティアと協働で行う。

■取組5 学校図書館等との連携と教育活動への支援 【図書館】

- (1) 学校図書館の運営支援
 - ① 学校図書館の運営を支援するため、図書整理員研修会を開催する。
 - ② 学校を訪問し、学校図書館の運営の工夫や課題について、学校からの相談に基づき情報交換や助言等の支援をする。
- (2) 探究型学習の支援の充実等
 - ① 児童・生徒の探究型学習支援のため、学校の要望に応じた〈テーマ別セット〉の貸出しのほか、図書館より遠方の学校に直接本を届けるなど、学校の利便性向上を主眼とした「山形市児童・生徒 読書全力応援プラン」を推進して、学校との連携強化と読書機会の拡充を図っていく。

- ② 夏休み自由研究相談会、読書感想文書き方講座を開催するほか、自由研究のテーマ選定や研究の進め方などに役立つ図書を展示するなど、児童・生徒の探究型学習を支援する。
- ③ 学校との共催による学校訪問おはなし会を、図書館ボランティアの協力を得て実施する。
- (3) 職場体験学習等の受け入れ
 - ① 中学校2年生の職場体験学習をはじめ、児童・生徒の職場体験や就業体験を受け入れる。
 - ② 小学校のまち探検や社会科見学、中学校の社会科学習等の図書館見学受け入れをとおり、図書館の理解と児童・生徒の利用促進を図る。
- (4) 「りぶ活 y a m a g a t a」の実施

部活動の地域移行・地域連携を支援する事業として、図書館「L i b r a r y」を活用し、交流を通じて楽しみながら学び、探究心を満たす学びを体験できるような内容で実施する。

 - ① 図書館を活動の場として、週末に同じ興味をもつ仲間と共に活動する。
 - ② 図書館についての体験や交流を通じて、楽しみながら学ぶ探究型活動を実践する。
- (5) 「としょかんK i d s」の発行と学校との協力

児童生徒の図書館利用を促進するため、本の新聞「としょかんK i d s」を発行し、学校の協力のもと児童・図書整理員からのお気に入りの本や季節毎のテーマによる児童書の紹介を掲載する。
- (6) 幼稚園・保育所等への資料提供と読み聞かせの実施
 - ① 幼稚園・保育所等へ団体貸出により資料を提供する。(放課後児童クラブを含む)
 - ② 園児に図書館利用の楽しさを感じてもらえるよう、図書館見学などを受け入れる。
 - ③ 読み聞かせの依頼を受け、図書館ボランティアの協力を得ながら、訪問し開催する。

■取組 6 広報・広聴及び情報発信の充実 【図書館】

- (1) 図書館だよりの発行
 - ① 「図書館だより べにばな」を発行し、利用案内、催し物の開催、図書館ボランティアの活動状況等の情報提供を行う。
 - ② 本の新聞「としょかんK i d s」を発行し、紹介本を通して児童・生徒の図書館利用を促進する。
- (2) 広報やまがた・市公式ホームページを通じた情報提供
 - ① 「広報やまがた」を活用し、催し物の開催や図書館利用に関する情報提供を行う。
 - ② 市公式ホームページやフェイスブックを活用し、利用案内や催し物開催等の情報提供を行う。
 - ③ 図書館ホームページで、蔵書案内、新着資料案内、催し物開催等の情報提供を行う。
- (3) 本のひろば・出張貸出（出前図書館）による図書館のPR
 - ① 山形駅東西自由通路内に開設した「本のひろば」を活用し、高校生はじめ若者層に本に親しむ機会を提供するとともに図書館のPRと利用の拡大を図る。
 - ② 市有施設における出張貸出を行い、図書館のPRと利用の拡大を図る。
- (4) 利用者アンケートの実施

利用者アンケートを実施し、利用者の属性や図書館利用に関する意向・要望等の把握に努め、その結果を図書館運営に活用する。

■取組 7 市民参加による図書館運営 【図書館】

(1) 図書館ボランティアとの協働

図書の整理・修理、読み聞かせ、独自事業の企画などを行う図書館ボランティアと協働し、図書館運営の充実を図るとともに、展示会や講座等開催など活動の場を提供する。また、若手を含むメンバーの育成についても支援する。

(2) 職場体験の受け入れ

インターンシップや若者支援NPO、青少年及び一般成人の保護組織が実施する、職業体験、就労研修等を受け入れる。

(3) 図書館協議会での意見や要望等の図書館運営への反映

図書館協議会における図書館に対する意見や要望等を、図書館運営へ反映させる。

■取組 8 質の高いサービスを支える体制の整備 【図書館】

(1) 専門性の向上

令和4年度から司書職の会計年度任用職員を2名配置している。全職員の更なる資質向上を図るため、館内研修の実施や、他団体等が開催する研修等へ積極的に参加する。

(2) 分館の充実

① 資料の貸出・返却、予約資料の受け取りなど、本館と分館間のネットワークの充実を図る。

② 各分館のニーズ、利用者層、利用資料の傾向、規模等に応じた蔵書構成を図る。

③ 「居心地の良い空間づくり」を目的として令和5年度にリノベーションした中央分館では、令和6年度にブックカフェのイベントを開催するなど、更なる利用者層の取り込みを図った。引き続き、中心市街地という立地を活かし、学生やビジネスマン向けの蔵書を充実させるなど、魅力アップを図る。

(3) 本のひろばの運用

山形駅東西自由通路及び山形市役所1階に設置している「本のひろば」と「本のひろば@市役所」について、引き続き、高校生をはじめとする若者層や来庁者等に本に親しむ機会を提供する。

(4) 図書館情報システムの利便性向上

利用者にとってより利便性の高い図書館情報システムとなるよう運用の充実を図る。

(5) 長寿命化に向けた安全・安心で魅力ある施設の整備

施設の老朽化に伴う計画的な改修を実施し、安全・安心に利用でき、かつ魅力ある施設整備を推進する。

今年度は、親子づれが利用しやすい環境整備として、山形市産材「べにうっど」を活用した木のぬくもりを感じられる授乳室を設置する。

(6) 危機管理体制の整備

危機管理研修の開催や災害発生を想定した訓練を実施する。

<主な事務事業>

- ・本のひろば運営事業
- ・図書館授乳室設置事業

施策
5-3

社会教育事業の推進

公民館事業については、山形市の 2 大ビジョンの実現、並びに将来にわたり持続可能な社会の実現に向けた持続可能な開発目標（SDGs）の視点を加え、「社会的要請学習の推進」、「地域づくり学習の推進」を、大きな 2 つの柱として実施するほか、下記の事業を展開する。

■取組 1 社会的要請学習と地域づくり学習の推進 【社会教育青少年課】

(1) 社会的要請学習

「個人の要望」と「社会の要請」のバランスのとれた学習機会を、市民に提供する。事業の実施に当たっては、本市及び社会の現状等を踏まえ 6 つのテーマを設定し、リピーターや新規利用者の増加も図りながら、学びの提供を進める。

<学習テーマ>

- ① ICT活用の推進「役立つICT活用術」
- ② 環境・エネルギーに関する学習支援「行って見て聞いて実践エコライフ」
- ③ 健康づくりに関する学習支援「わたしと家族の健康生活」
- ④ 防災・防犯に関する学習支援「防災・防犯テクニック術」
- ⑤ 若者支援「まちなかサードプレイス」「サードプレイス Jr.」事業
- ⑥ 子ども支援「体験子ども教室」【公民館における放課後こども教室】

「伝統文化」「表現」「体力・健康」「ものづくり」「探求」の 5 つの学習のねらいを設定し、「山形市子ども将棋教室」や地域の人材等を活用した学習支援など、豊かな体験や学習会を提供する。

(2) 地域づくり学習

各地域の課題や実情を踏まえ、地域と協力し各年代のライフステージに対応した学習機会や、世代間交流を通じた地域住民の連帯感を高める機会を各公民館において提供する。

各講座の実施に当たっては、市の関係課と連携し、健康の保持・増進や子育て支援などの市が推進する施策について、市民に理解を深めていただけるような学習機会を提供する。

- ① 地域住民相互のふれあい交流の促進（公民館企画型）
 - ・家庭教育支援事業（必須事業）
 - ・子ども育成事業（必須事業）【公民館における放課後こども教室】
 - ・若者支援事業（必須事業）
 - ・やまがた文化まなび事業（必須事業）
 - ・世代間交流事業（必須事業）
- ② 地域と共に考えるまちづくり（地域共同企画型）

<成果指標> (社会的要請学習及び地域づくり学習の実施講座回数)

(単位：回)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6 (見込)	R7	R8
実施講座回数	460	605	580	600	600

※教育振興基本計画ではR8の目標を「400」としているが、実績に基づき再設定した。

■取組2 公民館職員研修実施体制の充実 【社会教育青少年課】

(1) 公民館主事研修会の実施

地域との関係構築や、市民の学習ニーズの把握及びその解決に向けた事業の展開の手法等、公民館主事に求められる様々な知識や技能を習得するため、研修会を実施する。

(2) 国等の研修への参加

国や県等の機関が主催する研修会に積極的に参加し、成果を職員間で共有する。

<成果指標> (公民館主事対象の研修実施回数)

(単位：回)

目標名	実績			目標	
	R4	R5	R6 (見込)	R7	R8
公民館主事研修実施回数	6	6	6	6	6

■取組3 放課後子ども教室実施における学校との連携及び地域住民の参画

【社会教育青少年課】

学校のニーズを把握し、社会的要請学習「子ども支援」や地域づくり学習「子ども育成事業」において放課後子ども教室を実施する。実施にあたっては、各公民館と学校とが連携・協働した事業を実施するとともに、地域住民の参画を得ることにより、放課後子ども教室を通じた地域と学校の連携・協働体制の構築を図る。

<成果指標> (公民館事業内 学校との連携協働事業数)

(単位：事業)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6 (見込)	R7	R8
学校との連携協働事業数	32	29	32	35	40

施策
6-1

市内小中学生を対象とした自然体験活動を通して生きる力を育む自主事業の実施

豊かな心を育み、安らぎと潤いのある市民生活を支援するため、自然の中での活動やふれあいの場を提供していく。また、環境に関する情報提供を通して、市民が環境について学ぶ場を提供するとともに、次代を担う子どもたちに対する環境学習を実施する。

■取組 1 子ども自身による体験学習の場の提供 【少年自然の家】

(1) 年間を通した自然体験宿泊活動（第 3 9 期 少年団）

心身ともにたくましく、自然を愛する子どもを育成するため、「少年団」を結成し、年 7 回（一泊二日×7 回）の継続した活動を行う。プロジェクトアドベンチャー、野外炊飯活動、白鷹山ウォークラリーなど、日常生活では経験できない自然体験活動を行い、自分で生活を創っていくために必要な基本的技能を身につけるとともに、集団生活を通してリーダーとしての資質を高めることも目的とする。

(2) 季節に応じた自然体験宿泊活動

児童生徒を対象に、夏にはテント泊、いかだアドベンチャー、また、冬には門松作り、雪上運動会など、その季節にしかできない自然宿泊体験活動を実施する。季節で変化する自然のすばらしさと厳しさにふれることにより、自然に対する畏敬の念を深めることを目指す。あわせて、初めて出会う仲間と協力することにより、人とのかかわりのよさを再認識することも目的とする。

① サマーキャンプ・ウィンターキャンプ（各 1 回）

市内小学 4 年生から中学生 2 年生までを対象に、季節に応じ冒険的要素を取り入れた宿泊体験活動を長期休業中に実施する。

② キッズキャンプ（夏×1 回 冬×1 回）

自然に対する興味関心を高めるとともに、人とのかかわりのよさを再認識することができるように、市内小学 3、4 年生を対象にした育成事業を年 2 回実施する。

■取組 2 親子によるふれあいの場の提供の推進 【少年自然の家】

(1) 親子そば打ち道場

自然に親しみながら親子の絆を深めることができるように、自然の家周辺で取れた竹を使ってそば猪口や箸を作ったり、そば打ちを行ったりする。また、そば打ちの講師として地域人材を活用することにより、地域コミュニティの活性化を図る。

(2) 親子ふれあい自然体験（2 回）

親子自然散策や焚火での調理などを通して、親子のコミュニケーションの活性化を図り、親子で自然の豊かさを体験する活動を行う。

親子での協働のもと子どもの自立を促すために、保護者へ「見守る姿勢」の重要性も伝えながら、活動を展開する。

■取組3 自然と共生する事業の充実 【少年自然の家】

(1) 野外活動センターにおける野草・昆虫標本・水生生物の展示や標本づくり体験

自然環境に対する認識を深め、環境保全への実践力を高めるため、野草や昆虫等の標本及び水生生物を展示する。また、年間3回にわたって、昆虫標本づくりを体験する「森の昆虫見つけ隊」を実施する。

(2) 施設一般開放

広く市民に自然の家の施設や活動内容について理解してもらい、自然に親しむきっかけとなるよう、施設を市民に開放し、野外活動・創作活動などの機会を提供する。また、野外活動センターにおいての市民の利活用が促進されるよう広報していく。

(3) プラネタリウムの一般公開（3回）

天体への興味や関心を高めるために、市民を対象にしたプラネタリウムの一般公開を行う。

あわせて、プラネタリウム後に実際の星空の観察や天体望遠鏡による観察を行い、星空への関心を更に高める。また、「小さな天文学者の会」と連携し、より専門的な知識を借りながら開催する。

(4) スキー場の一般開放

スキーやそりすべり、チューブすべりなど、積雪時の自然とのかかわりを体験し、自然環境への理解を深めるため、冬季に野外活動センター前のゲレンデを一般開放する。また、親子一緒に雪遊びを通し、親子の絆を深めるとともに保護者の方には童心に帰る楽しさを味わうことができる場の提供を目指す。

冬季の自然を楽しみ、動物の足跡や植物の冬芽などの環境を観察するため、自然の家周辺を散策するラングラウフスキーの貸出し（小中学生無料）も行う。

<成果指標>

目標名		実績			目標値	
		R4	R5	R6	R7	R8
少年自然の家を利用する山形市立学校数(校)	小学校	36	36	36	36	36
	中学校	4	5	6	12	15

施策
6-2

広く市民が「自然と人間の共生」について学ぶ環境整備の推進

安全・安心な施設の運営を図るとともに、自然環境の保全に配慮しながら施設・設備の活用を図る。

■取組 1 各種利用団体への支援 【少年自然の家】

子ども会等、自然の家を利用する各種団体の目的を明確にした体験活動を通して、子どもが自ら学ぶ態度や社会の変化に対応できる総合的な力を身につけることを目指し、活動を支援する立場として研修プログラムへの支援や指導の工夫・改善を行う。

(1) 研修プログラムへの支援

自然の家周辺の自然環境や施設を活かした研修活動を提供し、子どもにとってゆとりがあり満足感・達成感を得ることができるプログラムを展開していくことができるように支援する。

(2) 指導者講習会及び事前打合せ会の充実

指導者を対象とした実技研修、リスクマネジメント等の指導者講習会を行うことで、指導への不安解消、危機管理意識を高め、子どもへの指導の充実や事故の予防を徹底する。

事前打合せ会では、各団体のねらいが達成できるプログラムになっているのかを検討し、子どもが主体的・協働的に学ぶことができるゆとりある研修プログラムになるよう助言する。

また、活動場所の確認や実際に活動を行う等、指導者がより活動の見通しをもって子どもの指導を行っていくことができるように支援し、子どもが自ら学ぶ体験活動を目指す。

(3) 指導資料の活用と整備

利用する団体が活用しやすいように、活動の目的がわかりやすい指導資料を整備し、ホームページ等を利用して資料や情報の提供を行うことで、研修プログラムの作成や手続き等の更なる利便性の向上を目指す。

■取組 2 野外活動センターの事業の充実 【少年自然の家】

(1) 環境に関する情報提供

自然保護の意識を高めるために、野山に住む生き物の模型や自然の家周辺の動植物の写真などの掲示等を用いて、環境に関する情報を提供する。また、季節ごとに特徴的な動植物等の展示も行う。

(2) 野外活動の発信及び季節毎の周辺自然観察会の実施(4回)

少年自然の家の野外活動に対する興味や関心を高めるために、ホームページや所報等で情報の発信をする。また、季節に合わせて(春1回・秋1回・冬2回)市民対象の自然観察会を行い、周辺の自然の魅力を伝えていく。

(3) 市民へのキャンプ入門の場の提供(3回)

板橋沼キャンプ場の無料提供を実施し、入門期のキャンプ場利用の提供を行う。このことによって、広く市民に自然の家の活動内容や施設の機能の理解を促す。

(4) 相談機能の充実

利用者からの自然の家周辺の自然環境に関する問い合わせや、児童生徒の課題研究への相談に

対応するため、野外活動センター職員を対象とした、動植物等の自然環境に関する研修を実施する。

■取組3 社会貢献活動の推進 【少年自然の家】

(1) ボランティア・社会教育スタッフ育成事業

生涯学習や社会教育に関わる人材を育成するために、大学生(山形大学・東北文教大学・東北芸術工科大学等)を対象にしたボランティアの育成とともに、山形大学・東北芸術工科大学の社会教育実習への協力を行う。

自主事業で行う活動を実際に体験しながら、体験活動を通した子どもの資質・能力や子どもへの指導・支援のポイントについて具体的に学ぶ。

■取組4 施設環境の整備の推進 【少年自然の家】

(1) 施設・設備の改修・安全管理

施設利用者が安心・安全に活動することができるようにするために、定期的な点検を行い、施設・設備の維持・改修・安全管理に努める。

(2) 環境保全

少年自然の家の環境保全とともに、広く市民が環境保全を推進するきっかけをつくるために、コンポストによる生ごみの処理や合成洗剤等の使用制限などを行う。

■取組5 職員研修の充実 【少年自然の家】

(1) 研修スタッフの計画的な研修

充実した体験学習の推進のため、研修活動を適切に指導・支援することができるよう、研修スタッフ全員を対象にした計画的な職員研修を実施する。また、各事業及び各団体への支援におけるPDCA（計画・実施・評価・改善）のサイクルを日常的に行う。

(2) 危機管理及びリスクマネジメント研修の充実

安全管理の徹底とリスクマネジメントの充実を図るために、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練、救急蘇生講習会の継続的な実施を行う。

(3) 積極的なモニター事業の実施と次年度への反映

新たな事業の運営・実施につながるようなモニター事業を積極的に実施し、次年度以降の主催事業へとつなげていくことができるようにする。

■取組 1 青少年の健全育成体制の充実 【社会教育青少年課】

- (1) 青少年問題協議会の開催

青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策について協議し、関係機関に対し意見の具申を行う。
- (2) 青少年健全育成講演会の開催
 - ① 目的及び開催要領

青少年の健全育成を推進し、市民全体の意識高揚を図るため、国が定める「秋のこどもまんなか月間」に合わせ、青少年を取り巻く問題を取り上げた講演会を開催する。
 - ② 各種広報媒体を活用した積極的な周知

保護者、青少年健全育成団体、学校関係者などに広く呼び掛けるため、各種広報媒体（市LINE公式アカウント、市公式ホームページ、子ども安全情報メール、市報など）で参加者を募集する。
- (3) 青少年育成推進員の委嘱・活動促進

青少年健全育成活動を組織的・継続的に実践するため、各地域の事業計画に沿って活動を行う青少年育成推進員を小学校区ごとに委嘱する。
- (4) 「やまがたの青少年」の発行

青少年の実態と当市行政施策についての冊子を編集・発行する。
また、市の公式ホームページにも掲載し、周知を図る。
- (5) 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取組
 - ① 青少年に有害な環境の改善

青少年育成推進員や学校、PTA等の関係団体と連携し、書店・コンビニ等の有害図書類調査等により、青少年に有害な環境の浄化を図る。
 - ② 各種マナーアップ

主に高校生を対象に啓発品配布による街頭での啓発キャラバン活動を行い、スマートフォン適正使用や自転車の安全な乗り方など、各種マナーアップを図る。

■取組 2 青少年健全育成団体等への支援・協力 【社会教育青少年課】

- (1) 補助金・負担金の交付

補助金交付団体… 4 団体、負担金交付団体… 2 団体
青少年健全育成団体等（6 団体）に活動運営のための補助金・負担金を交付し、支援する。
- (2) 各地区青少年健全育成連絡協議会への活動奨励金の交付

連合会組織や町内会等、小学校区ごとに設置され、地域一体で自主的な活動を展開している青少年健全育成連絡協議会の活動に奨励金を交付し支援する。

・交付額 1 地区 65,000円 34 地区

■取組3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知

【社会教育青少年課】

青少年が抱える様々な問題や困難の多様化及び複雑化に対応するため、国や県、若者相談支援拠点（市内3か所）、社会福祉協議会、保健所等の専門機関との連携・協力を強化するとともに、各機関の情報について広く市民へ周知する。

■取組4 「^{はたち}二十歳の祝賀式」の開催 【社会教育青少年課】

二十歳を迎える者に社会の形成者として自覚を呼びかけるとともに、これを祝う「二十歳の祝賀式」を開催する。

二十歳を迎える方が主体的に参加できる式典とするため、有志による実行委員会を組織し、式典内容の検討や運営を担う。

<成果指標>（二十歳の祝賀式参加率：参加者／対象者）

（単位：％）

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6	R7	R8
祝賀式参加率	74	71	78	80	80

※日程について

令和3年、4年、5年の二十歳の祝賀式は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、春の大型連休中に日程を延期して開催していたが、感染症の5類移行を受け、令和6年以降は通常の1月開催としている。

※名称について

令和4年4月1日に改正民法が施行され、成人年齢が18歳まで引き下げられたが、今後も20歳の方を祝賀式の参加対象者とすることから、対象者を明確にするため、名称を変更した。

施策
7-2

児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保

「子どもたちを、より多くの目で見守ります」という基本理念のもと、「子どもの安全・安心対策の基本方針」に基づき、子どもの登下校時等の安全・安心の確保に努める。

また、児童生徒の危険防止のための措置を講じ、安全な環境の維持を図る。

■取組 1 子どもの安全・安心対策の組織的推進

【教育企画課・学校教育課・社会教育青少年課】

(1) 通学路の整備

通学路安全確保のため、関係機関との連携を図りながら通学路の危険個所について安全点検を行い、改善に努める。また、冬期間の通学路の除排雪に関わる対応を行う。

(2) 中学校通学路防犯灯の整備

中学校及び関係機関と連携を図り、水銀灯等からLED灯への交換を進めるとともに、必要に応じて新設等の整備を図る。

(3) 「子どもの安全・安心対策の基本方針」に基づく取組の推進

子どもたちをより多くの目で見守るための各種安全・安心対策に向けて、教育委員会の関係課で構成する「子ども安全対策会議」で制定した基本方針に基づき、教育委員会及び他関係部署が連携し組織的に推進する。

■取組 2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実 【社会教育青少年課】

(1) 子ども見守り活動の推進

子どもの危険を未然に防止するため、青少年健全育成連絡協議会を中心に行われている登下校時の子ども見守り隊などの地域見守り活動を啓発・支援する。また、学校・地域・警察署との連携のもと、「こども110番」について啓発・支援する。

※こども110番について

犯罪等の被害に遭いまたは遭いそうになって助けを求めてきた子どもを保護し、警察への通報等を行う活動。

(2) 危険箇所の把握

青少年指導センター指導委員が各地域内の街頭指導・巡回において危険箇所等を把握し、所管する関係機関への連絡により改善を図る。

■取組 3 緊急情報の迅速な配信 【社会教育青少年課】

(1) 「子ども安全情報配信システム」の運用

① 不審者情報等

児童生徒の安全確保に努めるため、携帯電話等のメール機能により保護者や教員、青少年健全育成関係者等のシステム登録者に不審者情報を配信する。

② 定期情報等

子どもたちの安全と安心に繋がる注意喚起や健全育成の各種イベント情報等を適宜配信する。

③ 広域的な運用

山形連携中枢都市圏（村山管内7市7町）の不審者情報等について、広域情報として配信し、連携市町と情報共有を行う。

(2) 市LINE公式アカウントによる配信

子ども安全情報配信システムで配信した情報について、市LINE公式アカウントでも配信する。

(3) システム登録者の増加に向けた取組

ホームページやSNSなど、各種広報媒体を活用した周知とともに、子どもたちの安全・安心に関する情報の配信など、内容の充実を図る。

<成果指標> (小・中学生の児童生徒数に応じた登録の割合) (単位：%)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6(見込)	R7	R8
保護者等のシステム登録率	23	22	23	80	80

※教育振興基本計画ではR8の目標を「100」としているが、実態を鑑み再設定した。

■取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実

【社会教育青少年課】

子どもたちを事件・事故・犯罪から守るため、青色防犯パトロールでの巡回や、地域での見守り活動など、子どもが一人にならない仕組みの充実を図る。

施策
7-3

青少年を取り巻く環境の改善

関係行政機関及び地域団体等と連携しながら、青少年に有害な環境の浄化に努める。

■取組 1 有害図書等の監視・調査 【社会教育青少年課】

(1) 有害図書類調査

山形市青少年育成推進員や学校、PTAなどの関係団体と連携し、書店・コンビニ等の有害図書類調査等を行い、地域における青少年に有害な環境の浄化を図る。

(2) 有害違法簡易広告物の通報

青少年にとって有害な違法簡易広告物を発見した場合は、県へ通報する。

<成果指標> (コンビニ・書店等が取り扱う青少年に有害な図書の陳列状況調査) (単位：店舗)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6 (見込)	R7	R8
区分陳列がなされていない店舗の数	25	19	12	3	0

※年1回、市内34地区に、地区内に立地する店舗等での陳列状況の調査を依頼している。

■取組 2 青少年のインターネット適正使用の啓発 【社会教育青少年課】

(1) インターネット適正使用についての啓発

子どもたちがインターネットを安全に使用しトラブルに巻き込まれないようにするため、ペアレンタルコントロール、フィルタリング*を含めた適正使用の必要性についてホームページやSNSなど各種広報媒体を活用し、保護者等に啓発する。

また、県警など関係機関・団体・通信事業者等が推奨するインターネットやSNSの適正使用についての啓発チラシや、各種青少年健全育成関係団体の機関誌等により広く周知する。

SNSは一度配信されてしまえば取り返しがつかない事態に陥ることに鑑み、発生抑制に重きを置くこととする。子どもたちが不適切な書き込み等をしないよう、県警と連携し、具体的な被害事例などを「子ども安全情報配信システム」を利用して配信する。

※ペアレンタルコントロール、フィルタリングについて

ペアレンタルコントロールとは、子どもが使うパソコンやスマートフォン等の機器を親が管理するための機能。フィルタリングとは、犯罪に関するサイトなど不適切なサイトやアプリを利用できなくするためのブロック機能。ペアレンタルコントロール機能の中にフィルタリング機能がある。

(2) インターネット等安全パトロール

児童生徒に関するインターネットサイト上の掲示板等への書き込みがないか検索・閲覧・監視を行い、問題がある書き込みは学校へ情報提供を行う。(村山管内の小中高校)

また、近年若者の間で浸透している「インスタグラム」や「X(旧ツイッター)」上での書き込みチェックなど、SNS上でのパトロールによる監視の強化を図る。

<成果指標> (児童生徒を対象とする誹謗・中傷等のネット安全パトロールの検索実施) (単位: 件)

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6(見込)	R7	R8
インターネット上のパトロール件数	10,358	13,580	14,500	15,000	15,500

■取組3 薬物乱用防止の啓発 【社会教育青少年課】

国や県、警察等と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配布を行い、薬物乱用防止を啓発する。

施策
7-4

青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

青少年指導センターを拠点に、街頭指導と少年相談を実施するとともに、学校、関係機関・団体等と連携協力しながら、青少年の非行防止対策を推進する。

■取組 1 街頭指導の実施 【社会教育青少年課】

各地区の青少年育成推進員、民生委員児童委員、主任児童委員及び保護司、学校等から推薦された教員やPTA等に青少年指導センター指導委員の委嘱を行い、街頭指導を実施する。

(1) 中央指導委員による街頭指導（専門指導員同行による街頭指導）

① 平日の街頭指導

市内繁華街（山形駅周辺など）や大型ショッピングセンター（市外含む）、不審者情報が寄せられた地域等を中心に、地区から選出された中央指導委員が平日の街頭指導を実施する。

② 長期休業期間の街頭指導

夏休みなどの長期休業期間は、学校教員等を中心とした街頭指導を実施する。

③ 車両による街頭指導

市内一円を対象に機動力を活かした「青色防犯パトロール車」による街頭指導を実施する。

(2) 地区指導委員による街頭指導

① 地区の行事時等の街頭指導

長期休業期間やお祭り、花火大会等、各地区の青少年指導センター指導委員会の計画により街頭指導を実施する。

② 危険箇所の把握

各地域内の街頭指導・巡回において危険箇所等を把握し、所管する関係機関への連絡により改善を図る。

<成果指標> （夏休み・年末・春休みに各地区内で行われた街頭指導の割合）（単位：％）

目標名	実績			目標値	
	R4	R5	R6(見込)	R7	R8
長期休業中における 街頭指導の実施率	91.2	95.1	98.0	100	100

※年3回ある長期休業期間に合わせ、市内34地区それぞれに地区内巡回指導を依頼している。

■取組 2 少年相談の実施 【社会教育青少年課】

(1) 相談体制

青少年指導センター少年相談員による電話・メール・面談での悩み相談を実施する。

・電話・面談：平日の午後1時～5時 メール：24時間受付

(2) SNS（LINE・チャット）による相談体制

SNS相談窓口がある厚生労働省、文部科学省、山形県、及び当市と協力関係にあるNPO法人について、市HP上及び学校を通じて当事者に情報提供し、相談方法の選択肢を広げる。

<成果指標> (様々な悩みを抱える子どもたちや保護者等が寄せる各種相談) (単位：件)

目標名		実績			目標値	
		R4	R5	R6(見込)	R7	R8
相談の件数	電話	86	88	36	30	30
	面談	0	1	0	1	1
	メール	34	30	18	50	50

■取組3 研修会の実施 【社会教育青少年課】

青少年指導センター指導委員、少年相談員の資質向上を図るため、研修会を開催する。

<成果指標> (有識者を講師に招聘した講演会の実施) (単位：人)

目標名		実績			目標値	
		R4	R5	R6(見込)	R7	R8
研修の 受講者数	センター	123	185	233	200	200
	相談員	5	6	8	8	8

■取組4 広域連携の推進 【社会教育青少年課】

(1) 県内各青少年指導センターとの連携

県内青少年指導センター等との情報交換などを通して、情報収集や青少年指導センター指導委員の資質向上に努める。

(2) 周辺市町・警察との連携

① 隣接他市町、県等との連携

児童生徒の行動範囲の広がりに伴い市や県境を越えた往来が予想されることから、仙台市子ども若者相談支援センター及び青少年指導センター指導委員連絡会との連携により、仙台駅周辺ほか中心街での合同街頭指導を行い情報共有する。

また、県内周辺市町及び村山総合支庁との連携により、中心市街地や大型ショッピングセンター等で合同街頭指導を行い情報共有する。

② 隣接各警察署との連携

「少年非行防止の日」(県警本部設定)などに合わせ、山形、上山、天童、寒河江の各警察署との連携により、山形駅周辺を中心に合同街頭指導を行い情報共有する。

③ その他、青少年健全育成団体等との連携

山形市PTA連合会や、村山地区高等学校生徒指導協議会、また、青少年の健全育成推進に関する協定を締結した山形南ロータリークラブとの連携を図り、定期的な情報交換と共有により、子どもたちの現状把握に努めるとともに合同街頭指導を行う。

(3) 「いじめ・非行をなくそう」県民運動への取組

山形県青少年育成県民会議などの青少年健全育成団体や学校と連携し、「いじめ・非行をなくそう」の標語募集や、ポスター、県広報誌「見守る目・育む芽」を配布するなど、いじめ・非行の防止を呼び掛ける。